

令和元年度 第7回府中市男女共同参画推進協議会 次第

日 時：令和元年10月3日（木）
午前10時～

場 所：市役所北庁舎3階第6会議室

1 審議事項

- (1) 府中市男女共同参画計画推進状況評価報告・第三者評価に係る担当課ヒアリング及び第三者評価について

- (2) 第6次府中市男女共同参画計画について

2 その他

第 3 期府中市男女共同参画推進協議会の開催予定
＜令和元年度＞

回数	日程	会議の内容
第 1 回	4 月 2 6 日（金）	・ 平成 3 1 年度府中市男女共同参画市民企画講座事業について ・ 第 6 次男女共同参画計画について
第 2 回	5 月 3 1 日（金）	・ 第 5 次府中市男女共同参画計画推進状況評価報告・第三者評価について
第 3 回	6 月 2 8 日（金）	・ 計画策定に関する事項について（目標Ⅰの検討）
第 4 回	7 月 2 5 日（木） 午前 1 0 時～	・ 計画策定に関する事項について（目標Ⅱ・Ⅲの検討）
第 5 回	8 月 1 9 日（月） 午前 1 0 時～	・ 計画策定に関する事項について（目標Ⅳの検討等）
第 6 回	9 月 9 日（月） 午後 2 時～	・ 計画策定に関する事項について（全体確認）
第 7 回	1 0 月 3 日（木） 午前 1 0 時～	・ 計画策定に関する事項について（パブリック・コメント案の確認） ・ 第三者評価ヒアリング、検討
第 8 回	1 月 9 日（木） 午前 1 0 時～	・ 第三者評価確認 ・ 計画策定に関する事項について（パブリック・コメント結果報告） ・ センターの事業計画及び運営のあり方について・
第 9 回	1 月 3 0 日（木） 午前 1 0 時～	・ 第 6 次府中市男女共同参画計画策定報告 ・ 府中市男女共同参画の推進に関する答申書の確認 ・ 市民企画講座の説明・採点

府中市男女共同参画計画推進状況評価の第三者評価
に係る担当課ヒアリングについて

【政策課】

1 重点項目に対する取組について

事業項目 1 審議会等における男女それぞれの構成比率を35%以上に促進
(これまでの取組)

(今後の取組予定)

2 重点項目に関する質問事項

事業項目 1 審議会等における男女それぞれの構成比率を35%以上に促進

- (1) 自己評価を1とした理由、目標を達成できなかった原因、これまでの取り組みなどについて教えてほしい。(事業項目2共通)

【主な意見】

- ・ 女性委員が増えない要因（過去との比較・分析など）
- ・ どのように働きかけを行ってきたのか。（前年との違い）
- ・ 女性委員の割合が低い機関は昔から低いのか。
- ・ 主管課へヒアリング（なぜ女性が少ないのかなど）を行っているのか。

- (2) 今後の取り組み、施策について教えてほしい。(事業項目2共通)

【主な意見】

- ・ 「附属機関設置の主管課に対して働きかけを行っている」とのことだが、働きかけ以外に何か対策は考えていないのか。
- ・ 女性委員の比率が10%以下の部会が5機関あり、いずれの機関も、専門性の高い部会である。こういった専門性の高い人材を登用するにあたって、こういった施策を考えているのか。また、元年度の計画には関係団体に推薦を依頼するとあるが、実態はどうなっているのか。
- ・ 次回改選までの作業工程は、明確か。また、その作業工程は目標をチェック（女性委員の割合）し、再検討（主管課および、委員の選出母体となる関係団体へ）する期間も考慮されているか。
- ・ 「付属機関等の委員の選任に関する基準」の内容の見直しが必要ではないのか。（審議会設置条件に、男女両方がいること、男女比がそれぞれ20%以上であることなどを追加するなど）

(3) 女性委員の登用ありきの考えが先行して、審議会等の運営の面で支障が発生するようなことはないか。(事業項目 2 共通)

(4) 全ての審議会等で公募はしているのか。また、各審議会等について、公募委員の比率や公募委員の男女比はどのくらいか。(事業項目 2 共通)

3 重点項目以外の事業項目に関する質問事項

事業項目番号2 すべての審議会等に女性委員の登用

(1) 3つの審議会等の女性委員が0名の理由を教えてください。(空家等対策協議会、都市計画審議会部会、建築紛争調停委員会)

(2) 今後の取組み、施策について教えてください。

- ・ 目標を98%以上ではなく、なぜ100%にできないか。
- ・ 女性委員の割合が0%の審議会における人材育成計画はあるか。

4 その他の質問事項

政策課の職員の男女構成比を教えてください。

府中市男女共同参画計画推進状況評価重点項目各委員評価

※敬称略

【評価基準】 ※→は評価点数換算		
A…施策は非常に良好に進展している	→	5
B…施策は、良好に進展している	→	4
C…現状維持	→	3
D…施策がやや後退している	→	2
E…後退している	→	1

資料 2

I あらゆる分野における男女共同参画											
1 社会・地域における男女共同参画		2	3	3	2	1	2	2	2	3	2
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		評価									
1 審議会などにおける男女それぞれの構成比率を35%以上に促進	政策課	D	C	C	D	E	D	D	D	C	D
コメント	・過去5年の「市が設置する審議会などにおける女性の委員の割合の推移」がほぼ横ばいで、直近の割合が微量ではありますが、過去最低の数値ということで、取り組みが機能しているとの判断は出来ないと考えます。 ・全体的なデータではなく、審議会の特徴をふまえた分析と対応方針を検討する必要があるかと思います。										
	女性委員の構成比が前年度に比べて若干減っていることと、5年間でかけてほぼ横ばいという結果を踏まえてこの評価としました。女性委員の登用を積極的に増やす対策に是非とも取り組んでいただきたい。										
	前年度に続き女性委員の割合が35%に達していないためこの評価としました。選出母体となる関係団体に更なる働きかけをして下さい。										
	昨年度に引き続き目標の女性比率が後退しているのでD評価とした。 評価表の回答が昨年度と全く同じである。改善しようという意思を感じられない。										
	前年度と同じ取り組みをして、2年連続して実績が下がっているにもかかわらず、具体的な対応がされていないことが課題である。										
	女性の比率が10%未満の審議会などが5先あり、0%の先も3先ある。これらの先は専門性を有していることから人材の登用面で難しい面は理解できる。一層の取組みを期待したい。										
	毎年、同じことしか書いておらず、本気度が見えて来ないのが残念で仕方ありません。構成比率を35%から40%と数値を上げることより、どうしたら女性委員を増やしてもらえるか真剣に取り組んでいただきたいです。										
	前年の評価を1としているが、それを改良する為の取組が見られず、この評価とした。取組に対する今後の課題も見直しが必要と思う。										
	委員の選任については、各機関にまかされており、働きかけが難しい側面もあると思いますが、取組の実態が見えづらく、この評価とさせていただきます。取組の改善点の抽出や、引続きの啓発活動などに努めていただくようお願いいたします。										
判定理由及び改善策の提言など(案)	女性委員の比率が向上するどころか、逆に低下した。記載内容は、昨年度と全く同じであり、増やす努力をしているとは思えない。昨年度も「目標に達していない・・・関係団体に女性委員の推薦を依頼するなど、目標値に近づけられるよう努める必要がある」と29年度も30年度も同じことを言っているが、実際に努力してください。また、達成できていないのだから、別のやり方も検討してください。公募の状況はどうなっているのか？										
	女性委員の構成比は5年間横ばいが続いており、施策がやや後退しいと判断し、この評価としました。女性委員が少ない審議会などは、専門性を有していることから人材の登用面で難しいこと、委員の選任は各機関にまかされており、働きかけが難しいことは理解できますが、審議会などの特徴を踏まえた分析と対応方針の検討を行い、早期に構成比率40%を達成してください。										

評価平均
2.2
評価
D

(5) 市職員などの男女共同参画の推進		2	3	3	2	2	2	3	3	2	評価平均		
		評価											
21 女性職員の参画意識の向上		職員課	D	C	C	D	D	D	D	C	C	D	2.4
コメント	・割合が微量ではあるが「庁内管理職に占める女性職員の割合」は少しずつ減少していることと、昇任試験受験率も減少しており、取り組みが機能していると判断できなかったため。 ・「取組に対する今後の課題」のところで、29年度は「仕事と家庭を両立できる支援策」、30年度は「仕事のやりがいに留まらず、経済的なメリットも明示」と変化しています。これが女性職員からの生の意見であるのであれば、女性職員の本音をより具体的に引き出す努力が必要なのではないかと考えます。												評価
	女性職員に対する意識啓発の取組は積極的に行われていると思いますが、成果が出ていないのでこの評価としました。今後も引き続き、女性が活躍する職場の実現に向けて工夫を凝らした対策を推進していただきたい。												
	研修受講者数に比べ昇任試験受験率が低下している状況が続いているためこの評価としました。女性職員が昇任することで（受験することで）、デメリットの方が多いのであれば、物心両面での支援を配慮して頂きたいです。												
	目標の管理職女性比率が昨年より後退しているのでD評価とした。 目標達成に向けて「段階的に」取り組んでいくとあるが、具体的に示してほしい。												
	2年後に「管理的地位にある職員に占める女性割合を20％以上にする」との目標にはほど遠く、根本的に、どこに問題があって女性管理職が増えないのかを、もう一度考え直す必要があるように感じます。女性が管理職になるためには、本人の努力はもちろんのこと、まわりの協力が必須と思われます。そこの見直しも大事なのではないのでしょうか。												
	前年度と同じ取り組みで実績も下がっている。女性に対する意識啓発だけでなく、今後は一緒に仕事をする男性の意識啓発にも力を入れてはどうか。												
	意識啓発の研修は勿論のこと、受験率アップの対策として昇進者にインセンティブ（特に金銭面）をより一層厚みを持たせるなど、モチベーションアップを図ることも良いのではないかと思います。												
	試験の受験率は下がってしまったが、一般職員向け研修への参加も増え、次につながると思ったので、この評価とした。今後の課題では、前年とは違う面からアピールする事も成果が期待できると思う。												
	研修を継続実施されているとともに、実績の数値化と課題分析もされており、わかりやすく現状を示していただいていると思います。引続き、様々な内容且つ、男性職員の参加も含む研修の継続実施に努めていただくよう、お願いいたします。												
判定理由 及び 改善策の 提言など (案)	一般職員向け研修参加人数以外は全て前年度よりも実績が下がっている。「受験率も低下していることから・・・」を成果を出せなかった理由にしているが、どうしたら受験率を上げられるのかももっと真剣に対応しないと、20％の達成は無理。平成33年（令和3年？）に20%を達成するために段階的に取り組んで行くということだが、1年ごとの具体的な数値目標を決めて取り組むべき。												
	庁内管理職に占める女性職員の割合及び女性の昇任試験受験率が減少しており、施策がやや後退していると判断し、この評価としました。 このままでは、20％の目標達成は難しく、根本的にどこに問題があって女性管理職が増えないのかをもう一度考え直す必要があります。 課題解決のために、1年ごとの具体的な数値目標設定を行い取り組んでいただくとともに、女性職員の本音をより具体的に引き出す努力や昇進者へのインセンティブの検討など物心両面での支援をお願いいたします。												

2 教育の場における男女共同参画
(1) 学校における男女平等教育の推進

		4	4	3	3	2	4	3	3	3	0
		評価									
31 男女平等教育の推進	指導室	B	B	C	C	D	B	C	C	C	評価不可
	・数値計測が難しい事業項目ではあるが、現場の雰囲気からは、男女が平等に教育を受けていると感じられるため。 ・数値化は難しいかとしても、現場からのアンケートを取り、その中から数値化出来るものが無いかを探る努力を期待したい。										
	子供たちの学校で過ごす時間も限られ、学校教育だけで人権教育の成果がどの程度伸びるのがよく分かりませんが、取組は着実に前進していると思いますので、この評価としました。子供たち自身が人権を尊重し男女共同参画意識を持って学校生活を送れるよう環境を整えることが大事だと思いますので、取組を積み重ねて行っていただきたい。										
	計画及び目標に「家庭や地域の実態を把握する」とあります、どのように把握していくのでしょうか。さまざまなハラスメントが問題になっています。児童生徒に今からしっかり男女平等教育を身に付けてもらえるよう取り組んで下さい。										
	まだ具体性には欠けるものの、昨年よりは記述も増え、目標達成に向けた取組が見えるようになった。										
	表現が難しく、具体性に欠けるため、良くわかりません。指導室がおっしゃる男女平等教育とは、男児と女児に平等の教育を行うという意味なのか、男女平等という考え方を推進するということなのか良くわかりません。										
	取組内容から施策側の前向きさが表れている。										
	取組と実績面で具体性が乏しく判定しづらい。										
	取組はわかるが、実績がわかりづらい。										
	若年期における教育が与える男女平等に対する考えや意識づけは重要ですので、引き続きの指導に努めていただきますよう、お願いいたします。成果を明確化するのは難しい事業項目ではありますが、取組実施の内容などが不明瞭であったため、指導的立場からの課題や実態把握のための取組などの検討をお願いいたします。										
	具体的にどんな実績があったのか把握できず、評価できない。人権教育の年間指導計画などに位置付けた結果、何がどう実現、改善されたのか？元年度の目標も具体性がない。指導室さんが具体的に何を目標として活動するのか不明。										
判定理由及び改善策の提言など(案)	昨年度より目標達成に向け、前向きな姿勢が表れているためこの評価としました。 しかし、この記述のままでは、人権教育の年間指導計画などに位置付けた結果、何がどう実現、改善されたのか、貴課が何を目標として活動するのかについて不明な点がありますので、引き続き改善をお願いします。また指導的立場からの課題や実態把握のための取組などの検討をお願いいたします。さらに、現場からのアンケートを取り、その中から数値化出来るものがないかを探るなど、努力を期待します。 様々なハラスメントが問題になっており、若年期における教育が与える男女平等に対する考えや意識づけは重要です。 子どもたち自身が人権を尊重し男女共同参画意識を持って学校生活を送ることができるよう環境を整えることが大事だと思いますので、取組を積み重ねてください。										

評価平均
2.9
評価
C

Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進												
1 仕事と生活の両立支援推進		4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4										
(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進		評価										
42① 男性職員の家事・子育てへの参画	職員課	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
	・出産支援休暇取得者の取得率は減ったものの、育児休業取得者も含め、取得者数が増えてため、活動の成果が出ていると判断しました。 ・実績は年度ごとに変化していますが「取組に対する今後の課題」、「計画及び目標」の内容が同じ内容です。「何故、出産支援休暇取得率」が何故減少したのか？育児休業取得者も対象者が分かると思いますので、取得率評価も行った上で、「取組に対する今後の課題」、「計画及び目標」を検討すべきかと考えます。 ワークライフバランスに対する意識が高まってことを背景に、男性職員の育児参画への意欲も向上していると思いますので、この評価としました。毎年、取得率100%近くを維持できるよう取組を強力に進めていただきたい。 出産支援休暇取得者が増え、育児休業取得者が0人から4人へ増えました。職員報の男性職員へのインタビューが功を奏した結果と思い、この評価としました。今後は育児休業取得者が100%となって、男性職員の家事・子育てが当たり前となるよう期待します。 去年は0だった育児休業取得者が4人と成果を上げたのでB評価とした。 それは今年の取組（短期間・手当金）の効果なのか？ 短期間の育休取得者の数を増やすのもよいが、次年度はこれまでの目標に加え、育休取得期間の増など新たな目標を掲げ、さらなる男性の家事・子育て参画推進を目指してほしい。 広報を利用して、男性職員への意識啓発をはかったことは、本当に素晴らしいことだと思います。制度をより充実させて、より多くの男性職員が家事・子育てに参画して、男女共同参画の意識向上につなげていただきたいです。 社会の認識も合わせて制度の周知が進んでいると思われます。 当該取得者は増加傾向にあり一定の評価ができる。今後とも、取得者の不安感の払拭に努めてもらいたい。 出産支援休暇取得率は減ってはいるが高い割合を維持しているし、育児休業取得者は0人から4人になったのでこの評価とした。職員報で実際に取得した情報を流すのも啓発活動に有効に働いていると思う。 育児休業の取得者の増加は、これまでの継続的な周知活動の成果だと思います。また、育休を取得した男性職員へのインタビューなど、新たな取組を実施されており、引き続きの取組推進をお願いいたします。 出産支援休暇、育児休業取得者が増えたことは評価できるが、元年度の目標をきちんと設定していただきたい。 また、事業項目の「男性職員の家事、子育てへの参画」への対策が育児休業だけと捉えているように思えるが、育児休業をとらなくても家事、子育てへの参画は可能なので、別のアプローチも検討してみてもどうか？											
判定理由及び改善策の提言など（案）	出産支援休暇取得者及び育児休業取得者が増加したことや、育休を取得した男性職員へのインタビューの実施による意識啓発など、施策が良好に進展していると判断し、この評価としました。											
	一方で、実績は年度ごとに変化していますが「取組に対する今後の課題」「計画及び目標」が昨年度と同じ内容です。育児休業などの取得だけでなく、働きながら家事・育児参画ができる施策などを検討してください。											
	男性の育児休業取得者が100%となり、男性職員の家事・子育てが当たり前となることを期待します。											

評価平均
4
評価
B

2 子育て支援

(1) 保育サービスの充実

子育て支援) 保育サービスの充実			4 4 4 4 3 4 4 3 4 3											
			評価											
45 待機児童の削減など低年齢児保育の充実			保育支援課		B	B	B	B	C	B	B	C	B	C
	・待機児童数が昨年度比１０２名減と、高い水準で推移している保育需要の中で結果が出ていると評価しました。 ・元年度の「計画及び目標」は待機児童数１４６人（平成３１年４月１日現在）に対する数値（１５５人の定員増を図る）かと思われ ますが、この目標を達成することで待機児童は０名になると予想できます。引き続き「府中市子ども・子育て審議会で承認された 見直し後の計画値」などの重要な情報の入手を継続頂ければと思います。													
	待機児童数が前年度に比べて半数近く減少しているので、この評価としました。男女共同参画社会の実現に向けて、若い世代の方々 が安心して子育てできる多様性のある地域社会づくりが大切だと思いますので、早急に待機児童数の解消に取り組んでいただき たい。													
	高い水準の保育需要に応え待機児童が減少したことによりこの評価としました。１０月より保育料無償となるせいか妊婦さんが多い ように思います。早急に待機児童解消に努めて下さい。市では保育所新設は不可能ですか。													
	毎年確実に待機児童の削減を実現し成果を上げてるのでB評価とした。 また、次年度もさらに高い目標を掲げ、問題の解決に向けての積極的な姿勢がうかがえる。													
	待機児童数の減少に努力が感じられます。施設を増やして待機児童を減らすだけが、保育支援課のお仕事とは思いません。母親が自 分で育児に関わることでできる環境を整える制度を考えてほしいです。													
	有権者をみても３０代が一番多いことから子育てがしやすい街であることが裏付けられる。その中で毎年待機児童を減らし続ける努 力が減少数に表れている。													
	施設の整備などにより待機児童数、前年度比約１００名の削減は評価できる。住みやすい町づくりの一環として更に施設の拡充を期 待したい。													
	前年に比べ待機児童数は減っているが、０歳児の定員数が減ってしまっているなのでこの評価とした。目標の定員増を前年より高い数 値にしているが、増やせる理由も知りたい。													
	施設整備などの着実な取組遂行が待機児童数の減少に繋がっているものと思います。最も重要な施策の一つと思いますので、引き続 きの取組推進、強化に努めていただきますようお願いいたします。													
待機児童は102名減少したものの、低年齢児の定員増加目標は1歳児では達成できたものの、0歳児、2歳児では未達成。96人増の目標 に対し、75人増しかできていないのに、どうして待機児童が102名減少したのか？年齢別待機児童数も見たい。														

判定理由 及び 改善策の 提言など (案)	高い水準の保育需要に応え待機児童が着実に減少しており、施策が良好に進展していると判断し、この評価としました。 男女共同参画社会の実現に向けて、若い世代の方々が安心して子育てできる社会であることは大切だと思いますので、引き続き、待 機児童数の解消に取り組んでください。
-----------------------------------	---

評価平均
3.7
評価
B

3 介護支援

(1) 高齢者・障害者・介護者支援などの充実

59③ 介護に関する知識や情報の提供		3	4	4	3	3	3	4	3	4	3
介護保険課		C	B	B	C	C	C	B	C	B	C
	・出張説明会の回数参加者は減っているが、相談者数が増えているため、相殺で現状維持と評価した。 ・事業概要では「講座」の記載もあるが、それに対する「取組と実績」の記載がない。講座についても記載すべき。また、「評価の内容」「取組に対する今後の課題」「計画及び目標」の記載内容が前年度と全く同じ。前年度からの違いを次に繋げるような活動をして欲しい。										
	事業者や利用者からの相談数が前年度に比べて伸びているので、この評価としました。今後も、介護に関するニーズは高まってくると思われるため、ニーズに的確に対応できる体制を推進していただきたい。										
	介護保険の情報提供に努め事業者相談数、利用者相談数が大幅に増えたことで男女で役割を分けない支え合いも周知を図れたと思います。出張説明会は要請されてからとあります、各団体の事情によるのでしょうか、何が原因か調べてはどうでしょう。										
	評価表の記述は昨年と全く同様。相談数が増えたことは広報の成果だろうか。 説明会の減少は各団体からの要請によるものとあるが、こちらも広報に力を入れるなどして増やす努力を期待したい。										
	出張説明会の回数は減りましたが、事業者・利用者相談数は増えており、目標にもあるように、更に相談しやすい体制づくりに努力していただきたいと思います。女性が介護専従にならないための手だてを具体的に示していただきたい。										
	高齢者が増え続ける中で、この課題は成果が出ていても更に工夫と努力が必要と思われるため。										
	相談数は増加傾向にあり、引き続き体制整備に努め、周知の一層を図ってもらいたい。										
	事業者、利用者ともに相談件数も増えているので、広く周知されつつあると思う。一方で出張説明会が1回となってしまったのでこの評価にした。講座の開催もできると良い。										
	事業者・利用者相談数の大幅な増加は、対応可能な相談体制の整備や周知活動などによる成果だと思います。課題や計画の記載が画一化されており、昨年度の活動との相違点や改善策などが見えづらいと感じました。これからますますニーズが増える取組事業と思いますので、引き続きの支援拡大に努めていただきますよう、お願いいたします。										
	相談数は増えているが、情報の周知徹底ができていないから、個別相談が増えているとも考えられる。計画的な説明会の実施をすれば、個別相談は減るのではないかな？ 評価の内容：「各種福祉サービスの情報提供などによって男女で役割を分けない支えあいの在り方について周知を図ることができた」とあるが、どんな効果があったのか？数値目標の設定は可能だと思います。										

判定理由及び改善策の提言など（案）	出張説明会の回数は減りましたが、事業者・利用者相談数は増えているため現状維持と判断し、この評価としました。気軽に相談しやすい体制づくりが図れたと捉えられる一方で、情報の周知徹底ができていないから、個別相談が増えているとも考えられます。各団体の出張説明会の要請が減った原因を分析し、開催回数の増加を図るとともに、より多くの方に適切な情報提供を行ってください。また、「評価の内容」「取組に対する今後の課題」「計画及び目標」の記載内容が前年度と同じですので、来年度以降、工夫をお願いします。
-------------------	--

評価平均
3.4
評価
C

Ⅲ 人権が尊重される社会の形成

2 人権の尊重 4 4 4 3 3 3 3 2 3 3

(1) 家庭内暴力などの根絶に向けた取組の推進

69① 児童虐待を防ぐための意識啓発	子ども家庭支援課	B	B	B	C	C	C	C	D	C	C
--------------------	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

評価平均
3.2
評価
C

	・「計画及び目標」で設定した講演会・研修・活動回数をほぼ達成しているため、この評価とした。 ・30年度の「計画及び目標」で数値目標の設定を行わないとしていますが、「取組に対する今後の課題」の「良い（より？）広く周知できるよう」を評価する方法として、アンケートを活用し、数値化して評価していくことの方が、活動内容をより具体化できるのではないかと考えます。
	児童虐待の相談件数が伸びている中で、虐待の防止に向けて普及啓発を行ったことは評価できますが、虐待そのものを発生させない取組も進めてほしい。
	マスメディアで連日のように報道されご存知ない方はいないと思います。普及啓発チラシはどのくらい配布しているのか、どのくらい読まれているのか疑問です。効果的な周知方法を検討して下さい。
	難しい問題に関係機関との連携を強化して取り組んでいる。 普及啓発活動は目標4回に対して3回しか実施していないが、その理由についての記述がない。
	29年度に比べやや積極性に欠ける。計画及び目標には、具体的に予定されている活動の一つでも良いので記載していただきたい。「数値目標の設定はなじまない」の表現はやめていただきたい。どういうところと連携していくのか、情報共有していく部門、迅速化は何をもって図っていくのか表現してほしいです。
	社会的にも取り上げられており非常に重要な取り組みである。市の制度とは違うが、例えば民生委員が地域を回る中に加えるなど、現場で具体的に取り組める意識啓発の場はないだろうか。
	なし
	目標に対し、普及啓発活動が減ってしまっているのでこの評価とした。講演会の参加人数などわかると良い。
	計画どおり、着実な取組実績を残されている思います。年度ごとの改善点や課題抽出などの記載があるとより良いと思います。引き続き、子育て世代包括支援センターなど関連機関との連携強化や普及啓発に努めていただくようお願いします。
	活動の回数だけみると、目標に対して1回少ない。 実際に府中市での児童虐待の実態はどうなっているのか？件数が増えているのか、減っているのか？相談件数はどうなのか？（児童虐待の相談件数は増えている）こういう数字から、意識啓蒙活動の結果は評価できると思う。 本当に情報が必要な人に届いているのか疑問。

判定理由及び改善策の提言など（案）	計画どおり、着実な取組を行っているようですが目標に対し、普及啓発活動が減ってしまっているため、現状維持と判断し、この評価としました。 「数値目標の設定はなじまない」という記述ではなく、連携先や、情報共有方法、どう迅速化していくのかなど、具体的に記述してください。 社会的にも取り上げられており非常に重要な取り組みですので、引き続き、情報が必要な人に届くよう情報提供を工夫していただくとともに、関係機関との連携強化や意識啓発に努めてください。
-------------------	--

2 人権の尊重

4 4 4 4 3 3 4 3 5 4

(1) 家庭内暴力などの根絶に向けた取組の推進

(1) 家庭内暴力などの根絶に向けた取組の推進			評価									
70①	子どもに関する相談	子ども家庭支援課	B	B	B	B	C	C	B	C	A	B
	・新規相談件数が増えているということは、相談しやすい体制づくりの成果が出ていると判断した。 ・相談窓口を分類（たち、しらとり、電話相談カードなど）して、評価することで、相談しやすい窓口などを評価できるのではないかと考えます。											
	全体的に相談件数が伸びていることは、悩みを抱える方のニーズに上手く対応できている表れだと思いますので、この評価としましたが、関係機関と密接に連携・情報交換を行い、問題解決の支援になるよう力を入れていただきたい。											
	児童虐待防止普及啓発が進み、相談しやすい場所ということが浸透して相談件数が増えたと思われるのでこの評価としました。児童からどのような相談があったのか、相談者の男女別（父・母・祖父・祖母など）がわかると良いです。											
	相談状況の分析がなされ、子供に関する相談の充実に向け真摯に取り組んでいる様子がうかがえる。											
	計画及び目標のところには、電話相談カードを市内の小中学校に配布して、児童自身からも相談しやすい体制づくりをした結果を記載してほしい。人数、内容、更に多くの子どもから悩みを相談してもらうための工夫などを是非記載してもらいたい。											
	継続しての取り組みが必要。											
	多岐にわたって相談を受理しており件数も増加している。											
	相談件数が増えているので、この体制が周知されているものと思われる。子ども自身の相談も対応があったのかわかると良いと思う。											
	小中学校への電話相談カードの配布、相談しやすい体制づくりなど、積極的な周知や取組が相談の増加につながったものと思います。新規相談に加え、継続相談数の推移分析や、相談体制の維持・拡充を図り、児童虐待などの防止に努めていただけますようお願いいたします。											
相談結果の増加を成果と捉えるなら良好に進展しているといえる。計画に関しては、例えば、「電話相談カードを引き続き配布」、「たちの相談員を増員」などでもいいので、設定していただきたい。												
判定理由 及び 改善策の 提言など （案）	新規相談件数が増え、虐待予防の普及啓発や、相談しやすい体制づくりの成果が出ており、施策が良好に進展していると判断し、この評価としました。 取組と実績について、児童からどのような相談があったのか、相談者の男女別（父・母・祖父・祖母など）がわかると良いです。また、計画及び目標について、「電話相談カードを引き続き配布」「たちの相談員を増員」など、具体的な内容を記述してください。 今後は、新規相談に加え、継続相談数の推移分析や、相談体制の維持・拡充を図り、児童虐待などの防止に努めてください。											

評価平均
3.8
評価
B

2 人権の尊重

3 4 3 3 3 3 3 3 3 3

(1) 家庭内暴力などの根絶に向けた取組の推進

71 児童虐待防止への対応	子ども家庭支援課	C	B	C	C	C	C	C	C	C	C
---------------	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

	・「取組と実績」「評価の内容」「取組に対する今後の課題」「計画及び目標」の記載内容が前年度とほぼ同じため。 ・「事業概要」に記載されている「情報共有のスピード化」「定期的な情報交換」というところから、活動を数値化できるのではないかと考えます。
	児童虐待の防止に向けた対策を関係機関と連携して取り組んでいるので、この評価としましたが、相談件数も伸びていることを踏まえ、虐待を防止するための有効な取組と、深刻な事態を発生させないよう早期解決できる体制を確保していただきたい。
	個別ケース会議の助言者について教えてください。支援への影響（差）が出るのではと思います。
	昨年同様の事業の推移から現状維持の評価とした。 「児童虐待の早期発見及び予防に努めることができた」とあるが、具体的にどのようなことか、もっと詳しく記述してほしい。
	計画及び目標には、学校や保育所などとの定期的な情報交換を何度・どういった内容で行なっていくのかを記載していただきたい。 引き続き、迅速かつ丁寧な対応をお願いしたい。30年度の評価の内容などが異なっていますか？ 「相談員の質」の維持？？質って何ですか。
	継続しての取り組みが必要
	なし
	個別ケース検討会議も前年と同数程度開催されている事や、マニュアルを活用し関係機関との連携強化・情報共有がうまくできている様なのでこの評価とした。
	個別ケース検討会議を高い頻度で開催し、情報共有を密にされていることは虐待防止につながる活動だと思います。引続き、継続実施に努めていただくとともに、課題抽出や取組内容の検討（マイナーチェンジを含む）をお願いいたします。
	これは重要な社会問題であり、関係者は必死に対応していただいているものと思われるが、記載内容からは評価できない

判定理由及び改善策の提言など（案）	マニュアルを活用し関係機関との連携強化・情報共有がうまくできている様ですが、個別ケース検討会議なども前年と同程度となっているため、現状維持と判断し、この評価としました。 一方で、記載内容が前年度とほぼ同じ内容であり、「児童虐待の早期発見及び予防に努めることができた」についても具体的な記述がなく、さらに、学校や保育所などとの定期的な情報交換についても内容・回数の記載がありません。次回以降、もう少し工夫し、詳しく記述してください。 引き続き、継続実施に努めていただくとともに、課題抽出や取組内容の検討をお願いいたします。
-------------------	--

評価平均
3.1
評価
C

IV 男女共同参画社会づくり

1 普及・啓発活動の推進	4	4	4	4	3	4	4	4	5	3
(2) 情報の収集・提供	評価									

93 男女共同参画についての調査	地域コミュニティ課	B	B	B	B	C	B	B	B	A	C
------------------	-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

	・ 2 9 年度に計画した意識調査を予定通り、且つ、初めて実施したことを評価して良いと考えました。 ・ センターの周知活動の何に効果があったのかを正しく評価できるような調査内容を検討し、活動出来ることを期待しています。
	着実に調査を実施し様々な課題が浮き彫りになったので、この評価としましたが、実態把握だけで終わらせることなく調査結果を真摯に受け止め改善のための具体的な対策に生かす努力をしていただきたい。
	意識調査を実施できたことでこの評価としました。結果、「男女共同参画」「女性センター」の認知率が低いことも分かりました。周知率アップのために来館者に口コミでセンターの良さを伝えてもらい、啓発グッズを手渡してもらうなど周知活動を一層進めて下さい。
	男女共同参画に関する意識調査の実施にこぎつけたのでBとした。 次の7次計画にも同様の意識調査の実施を目標とするなど、市民意識の実態把握への意欲が感じられる。
	市民へのアピールの前に、職員への周知を図り、センターでのイベントの参加を増やしたい。又、プラッツの登録数が増えていることから、こちらとの連携も考えてみるのは難しいのでしょうか。センターの周知のためにグッズを作るより、「男女共同参画」の認知度を上げる活動を考えたいと思います。又、ホームページの更新が2 0 1 2 年?? ということ。
	意識調査が課としては初めての実施とあり、ここから課題への取り組みが始まると思われる。
	意識調査の結果を踏まえ、今後の活動に生かしてもらいたい。
	意識調査を実施でき、その結果を受け、さらに「男女共同参画」の認知を高められる様、センターの周知活動を行う計画も良いと思うのでこの評価とした。
	男女共同参画に関する大規模な意識調査を実施されたことは大きな活動成果であり、調査をしたことで「男女共同参画」を知っていただく機会になったものと思います。今回の調査の結果について更なる詳細な解析・考察をいただくとともに、センターの周知に努めていただきますよう、お願いいたします。
	センターの認知度向上よりも、アンケート結果を深く分析して、どうしたら府中市の男女共同参画意識が高まるかを検討してほしい

判定理由及び改善策の提言など（案）	男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、目標達成するとともに、センターの認知率など、府中市の現状を把握できたため、施策が良好に進展していると判断し、この評価としました。 調査の実施で終わるのではなく、結果を深く分析し、どうしたら府中市の男女共同参画意識が高まるのかを検討してください。その他にも調査結果から様々な課題が見えてくると思いますので、今後の取り組みやセンターの運営に活かしてください。
-------------------	---

評価平均
3.9
評価
B

第6次府中市男女共同参画計画

男女が共に参画するまち
府中プラン（案）

令和元年10月
府 中 市

目 次

計画の基本的な考え方.....	1
計画の基本理念.....	1
計画の期間.....	1
計画の性格.....	1
計画の目標.....	2
目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画.....	2
目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進.....	3
目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成.....	3
目標Ⅳ 男女共同参画社会づくり.....	4
配偶者暴力対策基本計画及び女性活躍推進計画の策定.....	4
男女が共に参画するまち府中プラン 体系図.....	5
目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画.....	9
課題1 社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり.....	9
(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大.....	12
(2)地域活動における男女共同参画の推進.....	12
(3)安全・防災対策の推進.....	13
課題2 労働の場における男女共同参画 女性活躍推進計画	14
(1)就業のための支援.....	16
(2)職場での女性の活躍推進.....	16
(3)市職員等の男女共同参画の推進.....	17
課題3 教育の場における男女共同参画.....	18
(1)学校における男女共同参画の推進.....	19
課題4 市民協働における男女共同参画.....	20
(1)市民活動の支援と人材育成.....	21
課題5 国際社会への貢献.....	22
(1)国際理解と国際交流の推進.....	23
目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進.....	24
課題1 仕事と生活の両立支援.....	24
(1)職場と家庭における環境づくり.....	28
課題2 子育て支援・介護支援.....	29
(1)保育サービス等の充実.....	32
(2)ひとり親家庭への支援.....	33
(3)地域での子育て支援.....	33
(4)高齢者・障害者・介護者支援等の充実.....	34

目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成	35
課題1 配偶者等からの暴力の防止 配偶者暴力対策基本計画	35
(1) 暴力の根絶に向けた取組の推進	39
(2) 被害者に対する支援の充実	40
(3) 自立支援体制の確立	40
課題2 人権の尊重	41
(1) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進	43
(2) セクシュアルハラスメント等防止の推進	44
(3) 性的マイノリティへの理解促進と支援	45
(4) 平和・人権意識の啓発の推進	45
課題3 生涯を通じた健康支援	46
(1) 性別・年代別に応じた健康保持・増進支援	47
課題4 相談体制の充実	48
(1) 相談窓口の充実	49
目標Ⅳ 男女共同参画社会づくり	50
課題1 男女共同参画意識の普及・啓発	50
(1) 広報・啓発活動の充実	53
(2) 情報の収集・提供	54
(3) 推進体制の充実	54

計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方

計画の基本理念

本計画は、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法を基本理念とし、男性も女性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を推進します。

日本国憲法は「個人の尊厳と両性の本質的平等」（第 24 条）を理念に、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止し、すべての国民は「法の下での平等」（第 14 条）であり、その基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」（第 11 条）として保障しています。

そして、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重と男女が対等な立場で責任を担う社会の実現」に向け、国、地方公共団体及び国民の責務を明示して、社会のあらゆる場においての男女共同参画の実現をうたっています。

以上を基本として、男女が性別にかかわらず、職場・地域・家庭等の社会のあらゆる場に平等に参画でき、一人ひとりの個性や能力が存分に発揮され、共に喜びと責任を分かち合い、自分らしく豊かに生きることのできる社会を目指します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

ただし、男女共同参画社会の実現の推進をめぐる国内外の社会情勢や状況の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の性格

- 1 本計画は、男女共同参画社会実現に向けた市の基本的な考え方を示すとともに、関連する施策を総合的、計画的に推進するものです。
本計画を推進するための具体的な事業については、毎年度、関係部課で予定している事業計画を体系的に集約し、緊密な連携を図りながら、効果的に推進します。
- 2 本計画は、府中市婦人行動計画、府中市女性行動計画、第 3 次、第 4 次、第 5 次府中市男女共同参画計画を引き継ぎ、府中市総合計画を上位計画として、府中市男女共同参画推進協議会の報告書や「府中市男女共同参画に関する意識調査報告書」により、市民の意見を十分尊重して策定したものです。

計画の目標

本計画は、次の4つを目標とし、総合的な施策の展開を図ります。

目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

女性の社会参画は着実に進んでいますが、政策・方針決定の場をはじめ、各分野における現在の日本の女性の参画状況は、国際的にみても低い水準にあります。

男女共同参画社会を形成するためには、女性も男性も、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担っていくことが前提条件となりますが、現在の日本の女性の参画状況は、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）^{1*}によると、世界149か国中110位（平成30年）と、女性の個性や能力が十分に生かされているとはいえません。

図表1 GGI（ジェンダー・ギャップ指数）の上位国及び主な国の順位

順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.858	12	フランス	0.779
2	ノルウェー	0.835	14	ドイツ	0.776
3	スウェーデン	0.822	15	英国	0.774
4	フィンランド	0.821	16	カナダ	0.771
5	ニカラグア	0.809	51	米国	0.720
6	ルワンダ	0.804	70	イタリア	0.706
7	ニュージーランド	0.801	75	ロシア	0.701
8	フィリピン	0.799	103	中国	0.673
9	アイルランド	0.796	110	日本	0.662
10	ナミビア	0.789	115	韓国	0.657

世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2018」より作成

特に女性比率が低い政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は重要な課題であり、府中市の審議会等においても女性の参画をさらに促すとともに、管理職や審議会等への積極的な登用促進が必要です。また、職場における女性の活躍推進や、近年の大規模災害の発生等により、地域における災害対策への関心が高まっていることから、地域活動・防災活動の場における男女共同参画の推進、男女共同参画意識を育む次世代の教育など、あらゆる分野における女性の活躍の推進が必要です。それにより、国際社会の一員として共に協力しながら、多様性を認め合い、それぞれ個性や能力を生かせる社会の実現を目指します。

なお、この計画の目標Ⅰ課題1「社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり」、及び、課題2「労働の場における男女共同参画」の各施策は、平成27年度に成立した「女性の職業生活における活躍に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく、府中市における「女性活躍推進計画」に該当するものです。

- 課題-
- 1 社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり
 - 2 労働の場における男女共同参画
 - 3 教育の場における男女共同参画
 - 4 市民協働における男女共同参画
 - 5 国際社会への貢献

^{1*}「世界経済フォーラム」が各国における男女格差を算定しているものです。本指数は、経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。（内閣府男女共同参画局 HP）

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭、地域活動にバランスよく参画できる環境づくりが必要となりますが、私たちの意識の中に根強く残る、男は仕事、女は家事・育児・介護等を担うという固定的な性別役割分担意識^{2*}が、女性の長期就労を阻む一因ともなっています。

性別、年齢、既婚・未婚、子どもの有無、働き方を問わず、自分らしく生きることができ、共に職業生活、家庭生活、地域生活を両立していくためには、男性の家事・育児・介護参加のみならず、長時間労働の是正を促すことや、育児・介護サービスの充実等が必要です。

- 課題- 1 仕事と生活の両立支援
- 2 子育て支援・介護支援

目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成

配偶者や交際相手に対する暴力やセクシュアルハラスメントは、基本的人権を著しく侵害するものです。女性や子どもに対する暴力に関する法整備により、家庭内における暴力も基本的人権の侵害であるという認識が徐々に広まってきていますが、一方で、重大な犯罪行為を含み、女性や子どもに対する暴力は後を絶ちません。暴力が人権を著しく侵害するもので犯罪であるという認識を広く社会に徹底させ、暴力の防止に努めるとともに、被害者の自立を支援していくことが必要です。

だれもが、生涯にわたって精神と身体の安全が保障される社会づくりが求められ、各人が互いの身体的特徴を理解し、人権を尊重し、相手に対して思いやりを持つことが必要となります。性別にかかわらず、生涯を通じて健康を自己管理するために、正確な知識や情報を入手し、自己決定できるよう健康支援が必要であるという考えのもと、正しい性知識取得のための啓発とともに相談窓口の充実などに努めます。

なお、この計画の目標Ⅲ課題1「配偶者等からの暴力の防止」各施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成26年1月改定）」第2条の3第3項に基づく、府中市における「配偶者暴力対策基本計画」に該当するものです。

- 課題- 1 配偶者からの暴力の防止
- 2 人権の尊重
- 3 生涯を通じた健康支援
- 4 相談体制の充実

² 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方のことです。（内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」）

目標Ⅳ 男女共同参画社会づくり

男女格差を是正する法律や制度の整備も進み、様々な分野で女性の活躍の場が広がっているものの、長い間私たちの意識の中で形成されてきた固定的な性別役割分担意識にとらわれた社会構造や生活文化・慣習は、いまだ根強く残っています。

平成30年9月に実施した「府中市男女共同参画に関する意識調査」（以下、「意識調査」という。）の結果をみると、家庭における男女のあり方の理想と現状にはまだ大きな差があり、また、男女共同参画に関することへの意識・関心が高くないことがわかります。このため、女性だけではなく男性に対しての啓発も重視し、男女共同参画社会の実現が男女両方の課題であるという認識を広めるなど、さらに意識啓発を進めていくことが必要です。

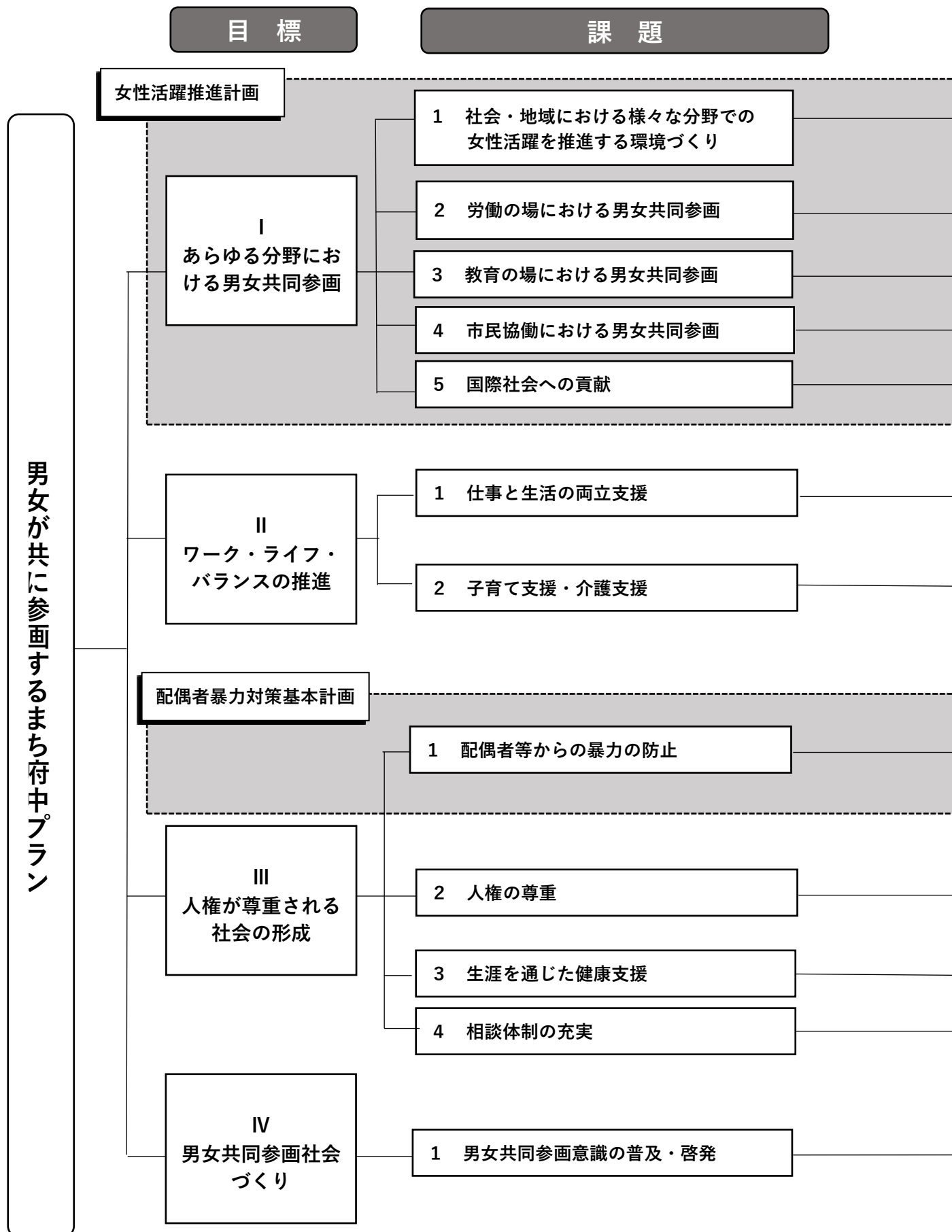
また、男女共同参画を進めるため、男女共同参画センター「フチャール」を活動拠点としながら、市民参加による「府中市男女共同参画推進協議会」と市役所の横断的組織である「府中市男女共同参画推進本部」との連携を深め、府中市市政世論調査（以下、「世論調査」という。）及び「意識調査」の要望に見えるような市民ニーズに応える施策の充実を図ります。

-課題- 1 男女共同参画意識の普及・啓発

配偶者暴力対策基本計画及び女性活躍推進計画の策定

第5次計画では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成26年1月改定）」に基づき、府中市における配偶者暴力対策基本計画を策定しました。第6次計画では、引き続き、暴力の根絶に向けた取組の推進、被害者に対する支援の充実、自立支援体制の確立を図ることとします。また、第6次計画から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年8月制定）」に基づき、府中市における女性活躍推進計画を新たに位置づけ、女性の活躍に向けた取組の推進を図ることとします。

男女が共に参画するまち府中プラン 体系図



施 策

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (3) 安全・防災対策の推進

- (1) 就業のための支援
- (2) 職場での女性の活躍推進
- (3) 市職員等の男女共同参画の推進

- (1) 学校における男女共同参画の推進

- (1) 市民活動の支援と人材育成

- (1) 国際理解と国際交流の推進

- (1) 職場と家庭における環境づくり

- (1) 保育サービス等の充実
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 地域での子育て支援
- (4) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実

- (1) 暴力の根絶に向けた取組の推進
- (2) 被害者に対する支援の充実
- (3) 自立支援体制の確立

- (1) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進
- (2) セクシュアルハラスメント等防止の推進
- (3) 性的マイノリティへの理解促進と支援
- (4) 平和・人権意識の啓発の推進

- (1) 性別・年代別に応じた健康保持・増進支援

- (1) 相談窓口の充実

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 情報の収集・提供
- (3) 推進体制の充実

計画の内容

目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

課題1 社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり

女性活躍推進計画

【現状と課題】

「意識調査」によると、家庭生活・職場・学校教育・地域社会など様々な分野の男女の地位の平等感は、全体的に低くなっています。国や都の調査と比較しても、府中市の平等感と開きがあります。

図表2 男女の地位評価

【東京都と国との比較ー「男女の地位・立場は平等になっている」の全体の％ー】

	府中市	東京都	国
(1) 家庭生活の場で	32.4	40.4	47.4
(2) 職場で	23.2	22.9	29.7
(3) 学校教育の場で	46.9	76.3	66.4
(4) 地域社会（町会・自治会など）で	29.3	46.2	47.2
(5) 政治の場で	6.9	16.8	18.9
(6) 法律や制度の上で	22.7	40.0	40.8
(7) 社会通念・習慣・しきたりなどで	8.5	21.0	21.8

市：府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成30年）

東京都：男女共同参画社会に関する世論調査（平成27年）

国：男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年）

府中市の女性議員の割合をみると、2割強を占めています。国・都と比較すると、東京都は3割弱と高く、国（衆議院）は約1割と低いですが、国（参議院）は約2割となっています。

図表3 府中市における女性議員の割合【東京都と国との比較】

	府中市（令和元年 7月1日現在）	東京都（平成30年 12月31日現在）	国（平成29年12月1日現在）	
			衆議院	参議院
議会に占める 女性の割合	23.3%	28.6%	10.1%	20.7%

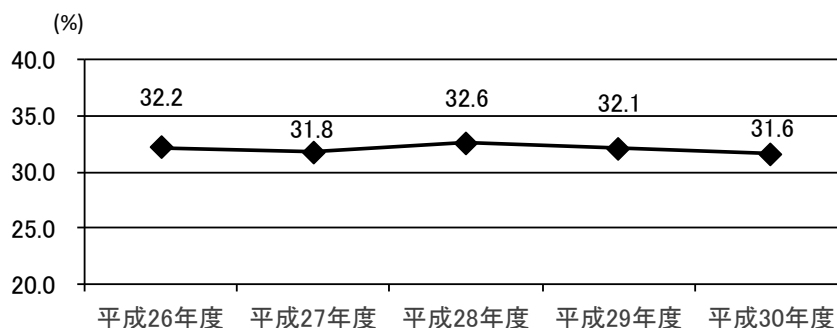
市：地域コミュニティ課作成

東京都：「全国女性の参画マップ」（令和元年6月）

国：「女性の政治参画マップ2018」（平成30年2月）

府中市が設置する審議会等における女性の委員の割合は、平成 26 年度以降、32.0%前後を横ばいで推移しています。平成 30 年度は 31.6%となっており、第5次計画の目標値の 35.0%に達していません。

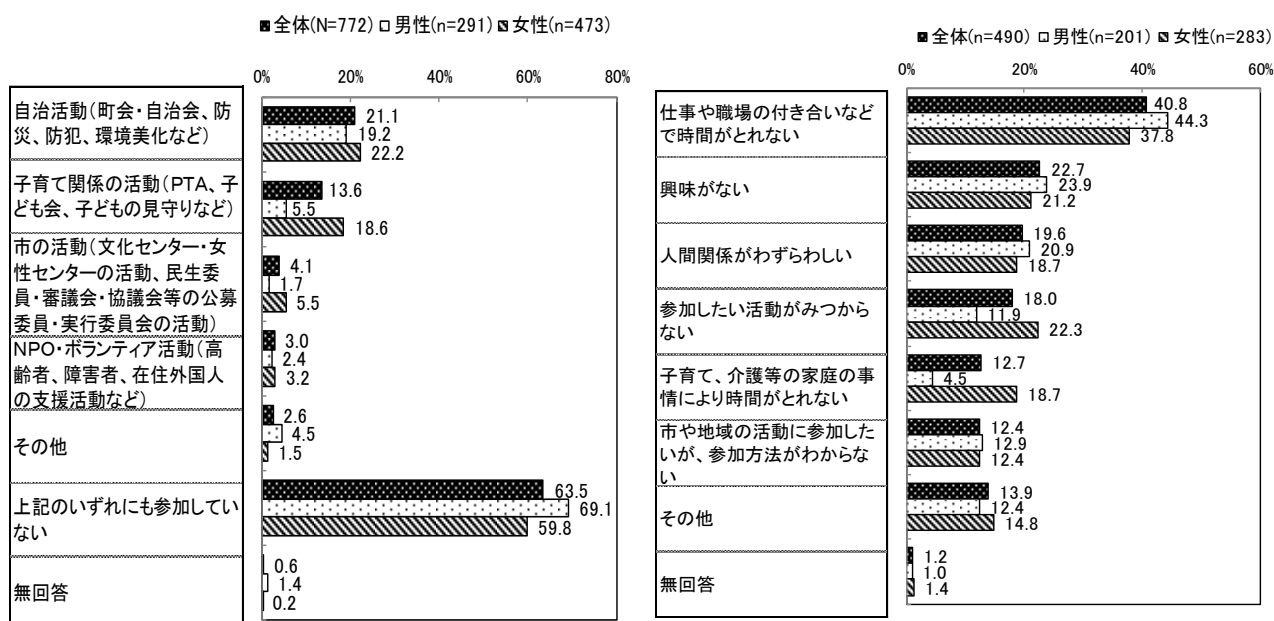
図表4 府中市が設置する審議会等における女性の委員の割合の推移（各年度末現在）



地域コミュニティ課作成

「意識調査」では、女性の約4割、男性の約3割が「自治活動」「子育て関係の活動」「市の活動」など、府中市の活動や地域活動に参加している一方、全体の約6割が「いずれにも参加していない」と回答しています。地域活動に参加しない理由としては、全体では「仕事や職場の付き合いなどで時間がとれない」が最も多く、女性では、男性と比較して「子育て、介護等の家庭の事情により時間がとれない」が多く回答されており、興味があっても家庭の事情で地域活動等に参加できないことがわかります。

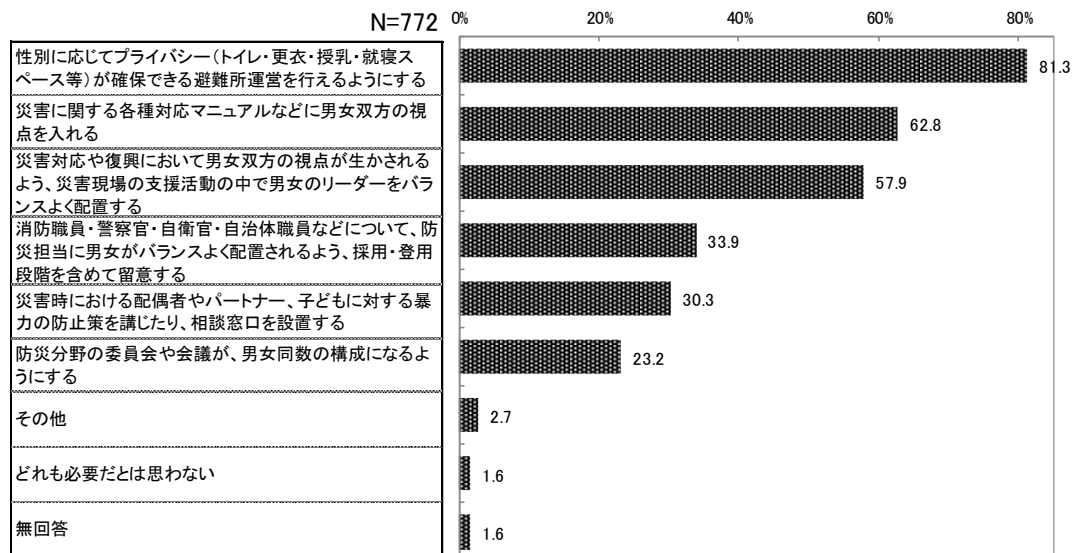
図表5 市や地域での活動への参加状況（左）と不参加理由（右）（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

「意識調査」では、防災対策において「性別に応じてプライバシー（トイレ・更衣・授乳・就寝スペース等）が確保できる避難所運営を行えるようにする」「災害に関する各種対応マニュアルなどに男女双方の視点を入れる」などが災害対策に男女双方の視点を生かすために重要なこととして挙げられています。

図表6 災害対策に男女双方の視点を生かすために重要なこと（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成 30 年）

【施策の方向】

府中市の審議会等の委員に占める女性の割合を高め、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう環境づくりを促進していきます。

性別や年齢に関わらず、誰もが地域活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、ボランティア活動・市民活動の支援の充実を図ります。

また、青少年の健全育成に係る取組や、防災活動における女性の地域安全リーダーを育成し、女性の参画を進めるなど、地域の安全を守るとともに、災害時における避難所運営などに男女双方の視点を生かします。

【基本施策】

（１）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野において男女それぞれの意見が反映されるよう、政策・方針決定過程の場に男女が共に参画できるようにします。

また、審議会等の委員の構成を一方の性別に偏ることのないよう、市民公募枠の活用や新たな人材を発掘、育成するなど、女性の積極的な登用を推進し、最終的には男女半数を目指します。

また、様々な手段による調査等の充実を図り、多くの意見を収集します。

No.	事業項目	概要	担当課
1	全ての審議会等における男女それぞれの構成比率を 40% 以上に促進	市の政策・方針・決定の場において、女性の参画を推進するため、全ての審議会等において、委員の男女それぞれの構成比率 40% 以上を目指します。	全庁 政策課
2	男女共同参画についての調査	市政世論調査等の中で男女共同参画に関する調査を行います。	広報課 地域コミュニティ課

（２）地域活動における男女共同参画の推進

生活の基盤である地域において、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、男女共同参画の視点に立った地域活動を推進します。

No.	事業項目	概要	担当課
3	コミュニティ活動等への参加促進	地域の各種団体等の方々と、性別・年代を超えた交流とふれあいの場を広げるとともに、好事例を発信するなどコミュニティ活動を積極的に展開します。	地域コミュニティ課
4	市主催事業等の開催における託児支援	子育て世代の市主催事業等の参加を促すため、保育士の派遣を行います。	地域コミュニティ課
5	ボランティア活動の支援及び各種講座の充実	ボランティア活動・市民活動の推進に取り組むとともに、研修や講座を実施し、活動への参加意識の醸成を図ります。また、生涯学習セミナーや生涯学習サポーター制度等の充実を図り、学習したことを地域へ還元する人を増やします。 その他、府中ボランティアセンター、市民活動センター「プラッツ」、生涯学習センターを運営し、ボランティア活動に関する情報提供や制度を整備し、支援の充実を図ります。	協働推進課 地域福祉推進課 文化生涯学習課

No.	事業項目	概要	担当課
6	女性の就職支援講座、起業のための講座の実施等	女性のための就職支援セミナー、起業のための講座等を開催します。また、指定管理者と協働し、男女共同参画の推進に関するボランティア企画講座・市民企画講座等を充実します。	地域コミュニティ課 経済観光課
7	ふちゅうカレッジ出前講座の実施	市民の要望に応じ、職員が講師として現地に赴き、男女共同参画の推進に関するニーズに沿った講座を実施します。	地域コミュニティ課
8	自主的スポーツ、レクリエーション活動への指導者派遣	地域でのスポーツ・レクリエーション活動に必要な指導者を派遣します。	スポーツ振興課
9	障害のある人への自立支援	障害者が自立した地域生活をおくことができるよう、障害者成人教室の実施を行うとともに、障害者就労支援事業の拡充を図ります。	障害者福祉課 文化生涯学習課
10	生きがい事業の充実	老人クラブ及びシルバー人材センター等を、高齢者が地域社会で活躍できる場となるよう整えます。	高齢者支援課
11	介護予防への取組の充実	いつまでも自分らしく自立して生活するために、介護予防に関する情報の提供や講座の開催、介護予防に関する取組を実施します。	高齢者支援課

(3) 安全・防災対策の推進

地域の安全を守るために、一人ひとりが自分にできることを認識・実行し、日頃から地域のつながり、助け合いによる青少年の健全育成に係る取組や防犯活動を支援し、女性の地域安全リーダーについて積極的に情報発信します。

また、大規模災害発生後の避難所生活においては、男女のニーズの違い等を踏まえた運営が求められることから、平常時から、男女共同参画の視点に立った防災対策に取り組みます。

さらに、地域の様々な団体が協働で取り組む防災訓練を実施します。

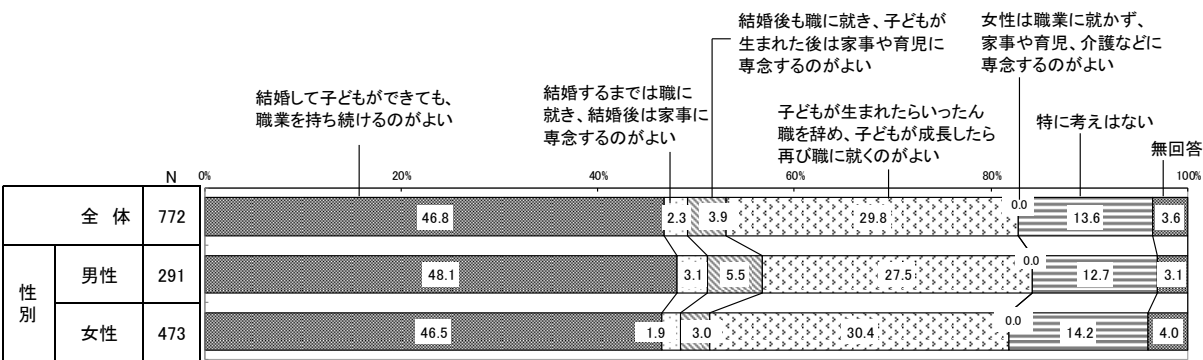
No.	事業項目	概要	担当課
12	青少年の健全育成のための環境づくり	青少年の健全育成に良好な環境の確保及び非行の防止を図るため、青少年対策地区委員会と協働し、事業を実施するほか、青少年健全育成協力店への加入依頼をします。	児童青少年課
13	女性の地域安全リーダーの育成	地域安全リーダー講習会を開催し、女性の参加を継続的に呼びかけます。	地域安全対策課
14	男女双方の視点を取り入れた防災対策の推進	学校・地域・行政が連携した防災訓練を実施するとともに、各小中学校の「避難所管理運営マニュアル」を学校及び地域の特性に合ったマニュアルに更新するように推進します。	防災危機管理課

【現状と課題】

女性の経済的・精神的・社会的自立のためには、就労は重要な手段です。近年、働く女性の数は増加しており、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されるなど、法の整備も進んでいますが、就業・雇用面での男女共同参画はまだまだ十分とは言えない状況です。

「意識調査」では、女性が職業を持つことについての考えは、「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」が最も多く半数近くを占めています。経年比較でみると、平成 26 年度の「世論調査」では、「子どもが生まれたらいったん職を辞め、子どもが成長したら再び職に就くのがよい」が最も多く、2 番目が「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」となっていました。平成 30 年度の調査で順位が逆転しました。国や都の調査と比較すると、「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」回答率がやや低くなっています。

図表 7-1 女性が職業を持つことについての考え（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

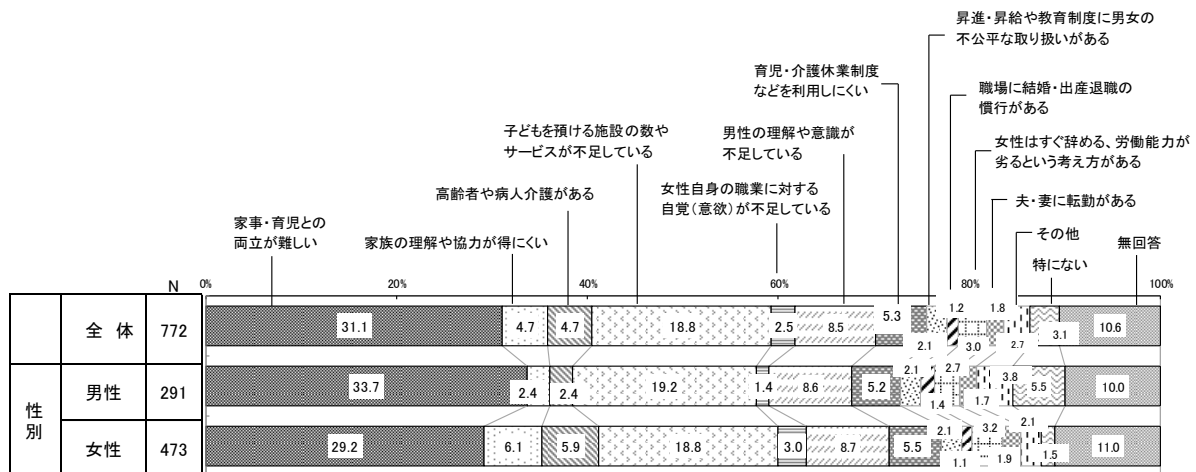
図表 7-2 女性が職業を持つことについての考え
【府中市「世論調査」との経年比較】と【東京都と国との比較】

	H30市民調査 (N=772)	H26世論調査 (N=844)	(%)	
			東京都	国
結婚して子どもができて、職業 を持ち続けるのがよい	46.8	33.2	51.7	54.2
結婚するまでは職に就き、結婚後 は家事に専念するのがよい	2.3	3.0	3.2	4.7
結婚後も職に就き、子どもが生ま れた後は家事や育児に専念するの がよい	3.9	5.2	7.0	8.4
子どもが生まれたらいったん職を 辞め、子どもが成長したら 再び職に就くのがよい	29.8	41.7	29.2	26.3
女性は職業に就かず、家事や育 児、介護などに専念するのがよい	0.0	0.9	1.0	3.3
特に考えはない	13.6	13.6		
無回答	3.6	2.4		

市: 男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)、市政世論調査(平成 26 年)
東京都: 男女共同参画社会に関する世論調査(平成 27 年)
国: 男女共同参画社会に関する世論調査(平成 28 年)
※府中市、東京都、国では選択肢の文章が若干異なる

「意識調査」では、女性が職業を長く持ち続けていくうえで、壁になっているものとして、「家事・育児との両立が難しい」（31.1％）に続き、「子どもを預ける施設の数やサービスが不足している」³が 18.8％と多く、次いで「男性の理解や意識が不足している」の 8.5％と続いています。このように、職業を持ち続けたいと思う女性が増えている一方、職場や家庭の理解、環境整備が進んでいないことが明らかになっています。

図表8 女性が職業を長く持ち続けていくうえで最も大きな壁（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成 30 年）

庁内管理職に占める女性職員の割合をみると、女性は全体の1割程度となっており、男女の比率に差がみられます。

図表9 庁内管理職に占める女性職員の割合（平成 29 年度末現在）

管理職総数	128 人
うち女性	15 人
女性職員の占める割合	11.7%

地域コミュニティ課作成

【施策の方向】

職業を持ち続けたいと思う人が増えている一方、職場や家庭の理解、環境整備が進んでいないことが明らかになっています。子育て等で離職した正社員女性等の復職支援や男性の育休取得の促進等により、それぞれの個性や能力を生かし、希望に応じた多様な働き方ができるよう、情報提供や就業・起業のための支援をします。その他に、起業やNPOでの活動、地域活動などにチャレンジすることで輝いている女性や、チャレンジ支援等を行う団体等、モデル事業の紹介を行うなど、情報発信に努めます。

また、働く女性のキャリア形成を支援し、働き続けることができる環境づくりを推進します。

³ 子どもを預ける施設の数やサービスに関する事業は、目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの推進」に記載しています。

【基本施策】

（１）就業のための支援

就職、起業等を目指す女性がスムーズに第一歩を踏み出せるよう、労働に関する情報提供や各種の講座等を開催するほか、支援を行います。

No.	事業項目	概要	担当課
6	女性の就職支援講座、起業のための講座の実施等(再掲)	女性のための就職支援セミナー、起業のための講座等を開催します。また、指定管理者と協働し、男女共同参画の推進に関するボランティア企画講座・市民企画講座等を充実します。	地域コミュニティ課 経済観光課 文化生涯学習課
15	労働情報等の収集と提供と周知	女性の就業や起業による女性活躍を推進するために、国や東京都から情報の提供を受け、労働関係法、労働保険、就労に関するセミナー等の開催に関する情報や、パンフレットやポスター、広報を通じて周知します。	住宅勤労課

（２）職場での女性の活躍推進

市内の事業所などへ女性のキャリア支援を行うとともに、管理職等への女性の登用を推進するなど、女性活躍推進を働きかけます。

No.	事業項目	概要	担当課
16	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	女性のキャリア支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るための市民・事業者向けの研修や講座等を実施します。	地域コミュニティ課 住宅勤労課
17	事業所に対する女性活躍促進の積極的な働きかけ	事業所における男性中心の固定化した価値観や仕事のやり方を見直し、女性が活躍できるような職場の意識改革を促進するため、関係機関と連携し積極的な働きかけを行います。また、取組内容を事業所に周知し、働きやすい職場環境づくりを進めます。	住宅勤労課

(3) 市職員等の男女共同参画の推進

職場内の慣行や固定的な性別役割分担意識のさらなる改善に取り組むとともに、性別にとらわれない職種・職域の拡大を図ります。また、女性職員の指導的立場や庁内組織の様々な分野への積極的な参画を推進します。

市職員に対して、研修等を通じて男女共同参画意識の徹底を図ります。

No.	事業項目	概要	担当課
18	女性職員の参画意識の向上	女性職員の昇任試験受験を推奨し、市政への積極的な参画を促します。	全庁 職員課
19	職員に対する意識調査、研修会、講演会の実施	全職員を対象とした、男女共同参画に関するアンケートを毎年度実施するとともに、男女共同参画に係る研修会や講演会を担当課と共催で実施します。	職員課

課題3 教育の場における男女共同参画

【現状と課題】

市内公立小学校・中学校における女性校長・副校長の占める割合は、小学校では校長は2割、副校長は3割を超えていますが、中学校では校長・副校長ともに1割台となっています。

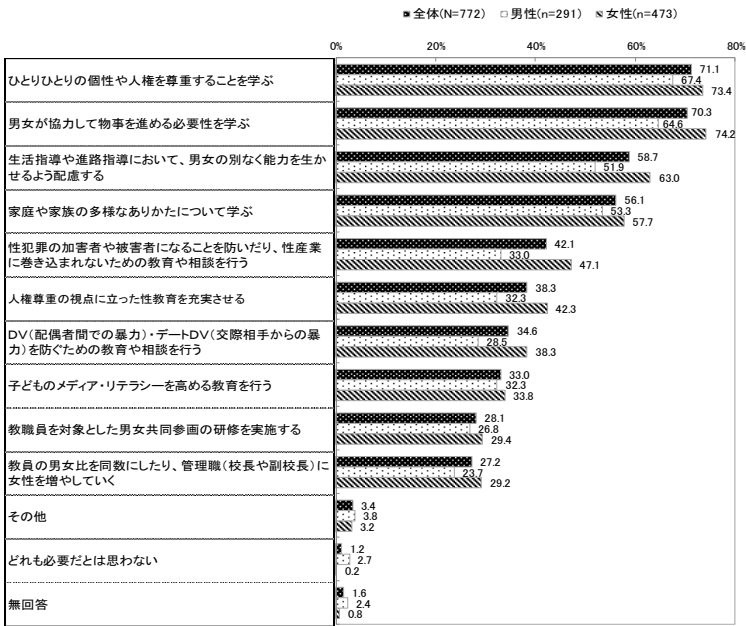
図表 10 市内公立小学校・中学校における女性校長・副校長の割合（令和元年4月1日現在）

		小学校	中学校
学 校 数		22 校	11 校
校 長	男 性	17 人	10 人
	女 性	5 人	1 人
	女性の占める割合	22.7%	10.0%
副校長	男 性	16 人	9 人
	女 性	8 人	2 人
	女性の占める割合	33.3%	18.2%

地域コミュニティ課作成

「意識調査」では、学校教育で特に必要な取組として、「ひとりひとりの個性や人権を尊重することを学ぶ」が最も多く、「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶ」「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」が続いています。男女別では、「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶ」「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」「性犯罪の加害者や被害者になることを防いだり、性産業に巻き込まれないための教育や相談を行う」「人権尊重の視点に立った性教育を充実させる」「DV（配偶者間での暴力）・デートDV（交際相手からの暴力）を防ぐための教育や相談を行う」で、男性より女性の方が 10 ポイントほど上回っています。幼い頃から性別等に関わらず、一人ひとりの個性や人権や生き方を尊重する教育が必要です。

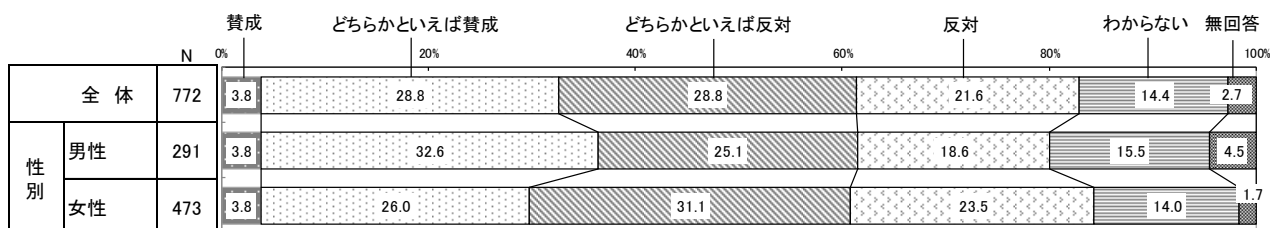
図表 11 学校教育で特に必要な取組（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成 30 年）

「意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、反対の割合が賛成を18ポイントほど上回っています。

図表 12 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

幼い頃から家庭・学校・地域の中で、人権意識や男女共同参画意識を育み、男女が社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画していくことができるよう、男女共同参画の意識改革を進めていく必要があります。

【基本施策】

(1) 学校における男女共同参画の推進

性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にし、人権の尊重、男女の共同参画、相互理解と協力の視点に立って学習の充実を図るとともに、学校教育における男女共同参画を推進します。

また、教職員にも男女共同参画の意識を高めるとともに、女性教員の管理職の昇任意欲を高めるため、意識啓発等を行います。

No.	事業項目	概要	担当課
20	学校教育における男女共同参画の推進	教育活動全体を通して、性別に関わらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にするとともに「児童の権利に関する条約」や性教育・メディアリテラシー等についての人権教育の啓発に取り組みます。	指導室 学務保健課 健康推進課
21	性的マイノリティに関する意識啓発の実施	性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を指すため意識啓発を実施します。	政策課
22	教職員の男女平等意識の向上の推進	教育公務員としての職務及び資質の向上を目指した男女平等も含めた人権研修を実施するほか、事例紹介等を通じた女性管理職への昇任意欲の向上や意識啓発支援などに取り組みます。また、女性教員が働きやすい学校環境の整備に努めます。	指導室

課題4 市民協働における男女共同参画

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、地域社会全体が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、男女双方の視点を生かした主体的な取組を行っていくことが必要です。

府中市では、市民と市との協働⁴により、住みよいまちづくりを実現するための制度として、平成26年には「市民協働の推進に関する基本方針」及び市民協働都市の宣言を、翌平成27年には「府中市市民協働推進行動計画」を策定するなど、協働によるまちづくりにおける基盤整備を進めています。

一方で、「世論調査」では、「協働」に興味があるかについては、4割強が興味がある（「興味があるので、いろいろ知りたい」と「少し興味がある」の計）と回答しています。性別／年代別でみると、興味がある割合は、40・50歳代の男性で5割を上回り、女性では4割台となっているなど、市民の関心は低くありません。

図表13 「協働」について興味があるか（全体、男女別、年齢別）

(%)

		興味があるので、 いろいろ 知りたい	少し興味 がある	あまり興 味が ない	興味 が ない	わから ない	無回答
全体(n=1,021)		9.0	36.2	28.1	6.6	19.0	1.1
男性(n=480)		9.6	36.9	27.7	8.3	16.3	1.3
女性(n=533)		8.1	36.2	28.5	5.1	21.2	0.9
男 性	18～29歳(n=50)	4.0	22.0	28.0	18.0	26.0	2.0
	30～39歳(n=79)	8.9	35.4	20.3	11.4	22.8	1.3
	40～49歳(n=103)	8.7	41.7	30.1	7.8	11.7	0.0
	50～59歳(n=98)	11.2	42.9	28.6	4.1	12.2	1.0
	60～69歳(n=73)	11.0	37.0	34.2	9.6	8.2	0.0
	70歳以上(n=77)	11.7	33.8	24.7	3.9	22.1	3.9
女 性	18～29歳(n=62)	8.1	16.1	27.4	12.9	35.5	0.0
	30～39歳(n=91)	4.4	37.4	24.2	2.2	31.9	0.0
	40～49歳(n=114)	6.1	35.1	36.0	4.4	18.4	0.0
	50～59歳(n=112)	6.3	42.0	25.9	3.6	21.4	0.9
	60～69歳(n=66)	13.6	37.9	31.8	4.5	9.1	3.0
	70歳以上(n=88)	12.5	42.0	25.0	5.7	12.5	2.3

市政世論調査(平成30年)

【施策の方向】

市民協働による男女共同参画を進めていくために、市民活動の支援と人材育成とともに、男女共同参画に関する協働事業の充実を図ります。

⁴ 多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること。(市民協働の推進に関する基本方針)

【基本施策】

（１）市民活動の支援と人材育成

能力開発や人材育成を目的とした講座や研修会を実施し、学習機会、人材育成や情報提供の充実を図るとともに、様々な困難を抱える女性や、子育てや介護を行う女性に対する支援など、女性のニーズ対応し、女性に寄り添って活動している NPO や市民活動を支援します。また、市民と協働で、男女共同参画に関する講座や男女共同参画推進フォーラム等を実施し、協働による男女共同参画を推進します。

No.	事業項目	概要	担当課
23	男女共同参画センター「フチャール」の運営	男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センター「フチャール」を運営し、学習・交流の機会と場を提供します。	地域コミュニティ課
24	市民の自主的活動の支援	市民企画講座等男女共同参画センター登録団体の自主活動を支援するほか、市民が提案する市民活動支援事業に助成金を交付する等、活動を支援します。	地域コミュニティ課 協働推進課
25	NPO・ボランティア団体等、グループ指導者等の育成と活動の支援	市民活動センター「プラッツ」を中心に、市民と団体、団体と団体をつなげるコーディネート機能の充実と団体支援の強化を図ります。	全庁 地域コミュニティ課
26	協働による男女共同参画の推進	男女共同参画センター登録団体や自主グループとの協働で、男女共同参画の推進に関する講座等を実施するほか、実行委員会と協働で男女共同参画推進フォーラムを実施します。	地域コミュニティ課
27	男女共同参画関係会議への参加促進	全国規模の男女共同参画関係会議に市民を派遣します。	地域コミュニティ課
5	ボランティア活動の支援及び各種講座の充実(再掲)	ボランティア活動・市民活動の推進に取り組むとともに、研修や講座を実施し、活動への参加意識の醸成を図ります。また、生涯学習セミナーや生涯学習サポーター制度等の充実を図り、学習したことを地域へ還元する人を増やします。 その他、府中ボランティアセンター、市民活動センター「プラッツ」、生涯学習センターを運営し、ボランティア活動に関する情報提供や制度を整備し、支援の充実を図ります。	協働推進課 地域福祉推進課 文化生涯学習課

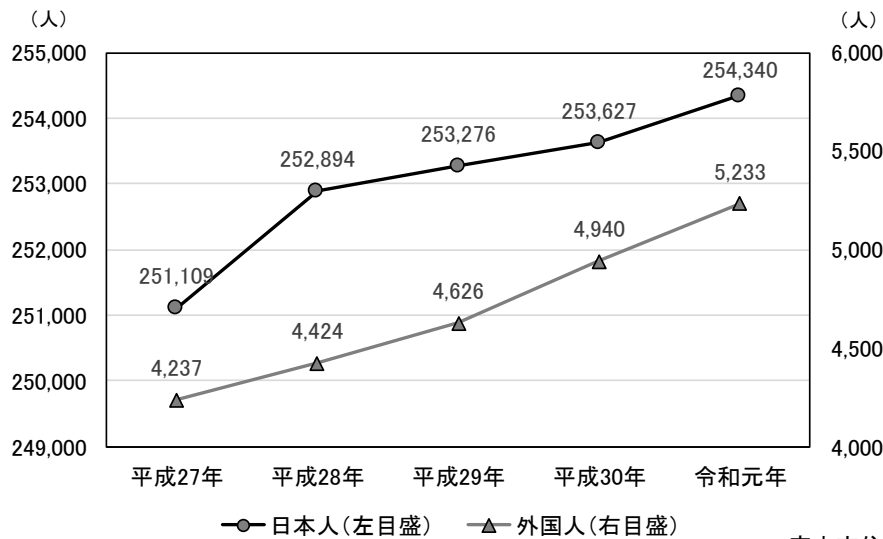
課題5 国際社会への貢献

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法の基本理念の一つに「国際的協調」が掲げられており、国の男女共同参画の推進のための取組は、国際的な動きとともに進められてきました。政治、労働、家庭、地域等の各分野で世界の女性が直面している問題には、共通する部分も少なくないため、男女共同参画社会の実現に向けて、国際的な動向についての理解と関心を深め、積極的に活用していくことが求められています。

府中市の人口の推移をみると、日本人・外国人ともに増加傾向にあり、特に外国人の増加率が高く、外国人住民数は人口の約2%を占めています。一方で、「意識調査」では、男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいことの中で、「各国の男女共同参画に関する取組について理解することや、日本の取組を発信するため、外国人との交流による情報交換などの国際交流を推進する」割合が12.0%と低い状況です。

図表 14 府中市の日本人・外国人別人口の推移（各年4月1日現在）



図表 15 男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいこと（全体、男女別）

	（％）		
	全体	男性	女性
各国の男女共同参画に関する取組について理解することや、日本の取組を発信するために、外国人との交流による情報交換などの国際交流を推進する	12.0	7.9	14.6

府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

市民一人ひとりが国際理解を深め、外国人との交流を通じて異文化を理解し、国際的視野をもつことは、多文化共生^{5*}の意識を醸成し、国際社会の一員として、多文化共生社会の形成、ひいては国際社会への貢献につながります。

在住外国人が地域で充実した生活が送れるよう、日本人と交流する機会を提供し、日本の文化を理解してもらうほか、相談窓口の充実を図ります。

【基本施策】

（１）国際理解と国際交流の推進

府中国際交流サロンにおいて、日本語や日本の文化・習慣等を学習する機会や、各種イベントを通じて交流する機会を提供するほか、在住外国人や留学生等への語学や日常生活を支援するとともに、多文化共生の推進のため、外国人相談窓口の充実を図ります。

また、平成４年に友好都市提携を結んだウィーン市ヘルナルス区とは、引き続き市民が参加することのできる交流を継続し、多文化共生の推進に努めます。

No.	事業項目	概要	担当課
28	国際交流の推進	友好都市ウィーン市ヘルナルス区と、青少年ホームステイ派遣事業などを通じて相互の交流を深めていきます。また、府中国際交流サロンにおいて、日本語学習会や各種イベントを開催し、在住外国人との交流を深めるほか、取組について SNS 等で発信していきます。	協働推進課
29	在住外国人の託児支援	在住外国人が日本語学習会や講座に多数参加できるよう支援するとともに、学習会の一部に託児を設けます。	協働推進課
30	外国人相談窓口の充実	市役所の市民相談室で、公募の通訳ボランティアの協力により、外国人の日常生活全般や市政の相談に応じます。	広報課

⁵ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。（総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」）

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

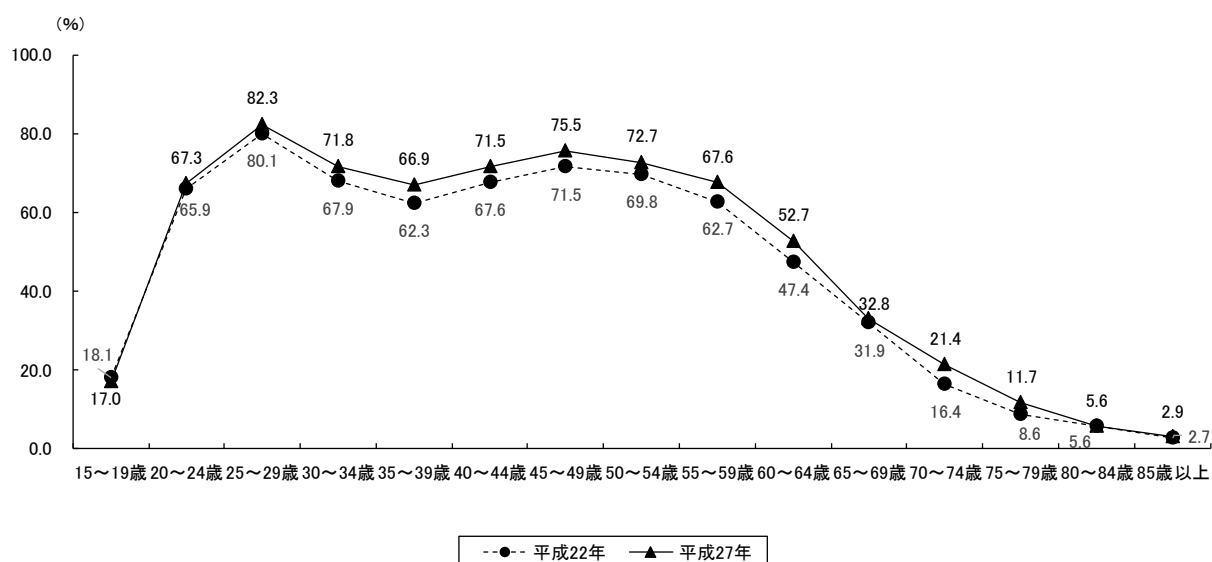
課題1 仕事と生活の両立支援

【現状と課題】

男女共同参画の推進のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）⁶の実現が必要です。そのためには、家庭や地域において、男女が共に協力し合うという意識を持つとともに、性別にかかわらず、それぞれの価値観に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備が求められます。

女性の年齢階級別労働力率をみると、25～29 歳が最も高く、出産や子育て期にあたる 30 歳代で低くなり、40 歳代以降に再び高くなるM字カーブの傾向がみられます。平成 22 年に比べて平成 27 年は、20 歳以降のほとんどの年齢で労働力率がやや高くなっており、働き続ける女性が増えていることがわかります。

図表 16 年齢階級別女性の労働力率の推移（府中市）



総務省統計局「国勢調査」(平成 22、27 年)

⁶ 現在の日本の働き方の「労働時間が長短二極化」「仕事と育児・介護との両立が困難」「地域活動への参加が難しい」といった問題を改善するために、「仕事と生活の調和」をはかることです。具体的には、一人一人が生き生きと働くことができるとともに、家庭や地域生活も充実させられること。(厚生労働省 HP)

「意識調査」によると、「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度について、『「家庭生活」と「個人の生活」を優先したい』人が約2割で最も多く、次いで『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先したい』人が僅差が続いています。一方、現実では『「家庭生活」を優先している』『「仕事」を優先している』人が2割を超えており、『「家庭生活」と「個人の生活」を優先している』『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先している』人は1割に満たず、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実が乖離していることがうかがえます。

国・都と比べると、府中市では『「家庭生活」と「個人の生活」の優先度が高いことがうかがえます。現実について、国や都の調査結果でも、『「家庭生活」を優先している』と『「仕事」を優先している』が多くなっています。

図表 17-1 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度
【東京都と国との比較】

(%)

	府中市	東京都	国
「仕事」を優先したい	3.6	4.4	8.9
「家庭生活」を優先したい	17.9	15.7	25.5
「個人の生活」を優先したい	11.3	9.3	3.8
「仕事」と「家庭生活」を優先したい	19.3	21.9	30.5
「仕事」と「個人の生活」を優先したい	6.1	7.4	4.7
「家庭生活」と「個人の生活」を優先したい	20.7	12.2	9.7
「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先したい	19.4	24.7	15.4
無回答	1.7	4.4	

図表 17-2 優先度について、現実に最も近いもの
【東京都と国との比較】

(%)

	府中市	東京都	国
「仕事」を優先している	20.5	29.6	25.5
「家庭生活」を優先している	28.9	21.3	30.5
「個人の生活」を優先している	9.1	5.6	4.6
「仕事」と「家庭生活」を優先している	17.1	17.6	21.6
「仕事」と「個人の生活」を優先している	6.5	6.1	3.2
「家庭生活」と「個人の生活」を優先している	9.7	6.8	8.0
「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先している	6.6	6.7	5.3
無回答	1.7	6.4	

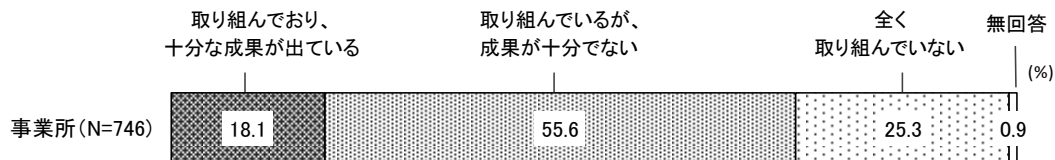
市：府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成 30 年）

東京都：男女共同参画社会に関する世論調査（平成 27 年）

国：男女共同参画社会に関する世論調査（平成 28 年）

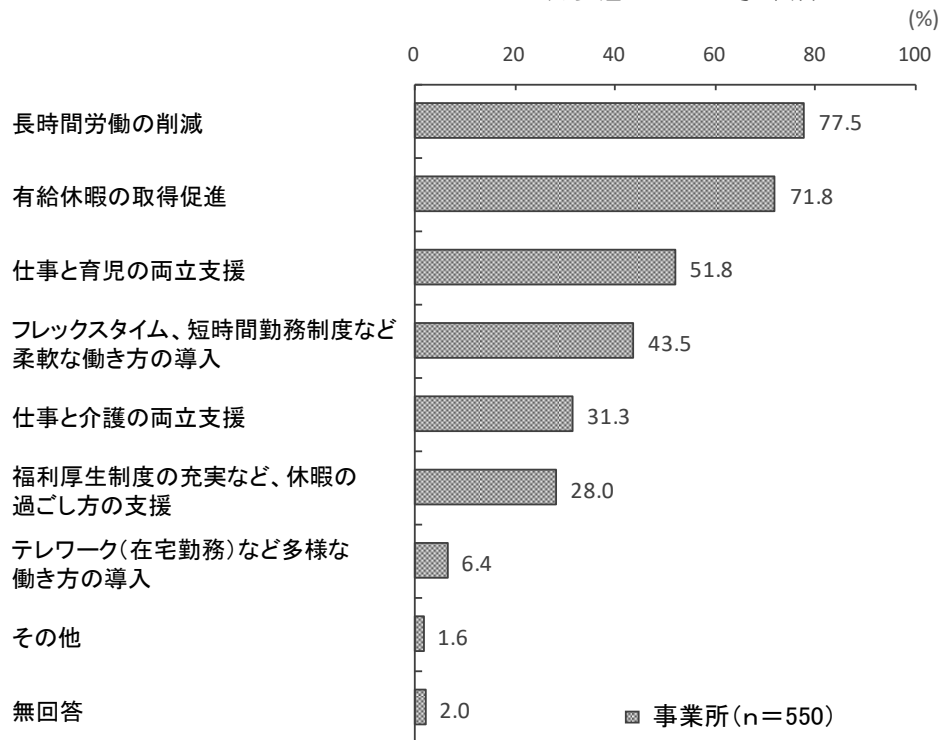
東京都が平成 27 年度に実施した「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスの取組に関する調査」によると、7 割を超える事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますが、5 割強の事業所は成果が十分でないと回答しています。取組内容は、「長時間労働の削減」「有給休暇の取得促進」などが多くなっています。

図表 18 ワークライフバランスへの取組状況（東京都）（事業所全体）



東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査（事業所調査）」
（平成 27 年度）

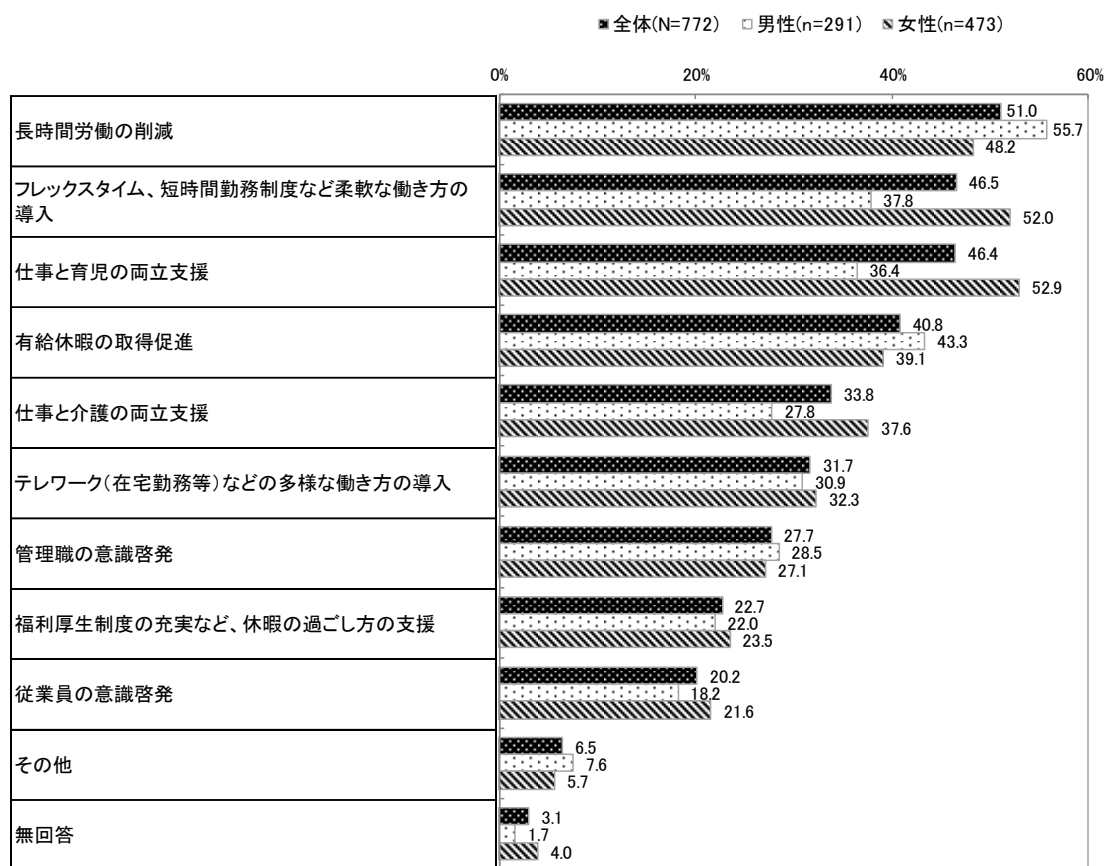
図表 19 ワークライフバランスへの取組内容（東京都）（事業所全体：複数回答）
＜ワークライフバランスに取り組んでいる事業所＞



東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査（事業所調査）」
（平成 27 年度）

「意識調査」では、ワーク・ライフ・バランス実現のために、有効な取組として、「長時間労働の削減」「フレックスタイム、短時間勤務制度など柔軟な働き方の導入」が上位を占めています。女性では、「仕事と育児の両立支援」も多く回答されています。

図表 20 ワーク・ライフ・バランス実現のために、有効な取組（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

恒常的な長時間労働を前提とするような男性中心型の労働慣行等の見直しと、ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、事業者に対しては、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促進するため、啓発活動や情報提供等を行います。府中市でも、職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、育児・介護休業等を取得しやすい職場風土づくりを進めます。

【基本施策】

（１）職場と家庭における環境づくり

男女が性別によって差別されることなく、それぞれの価値観やライフステージに応じた多様な働きかけを選択できる環境の整備に向けて、市内外の関係機関と連携を図りながら、男性の育児休暇取得等を促進するため、取組事例を発信するなど、男性の家事育児参画しやすい環境づくりに努めます。

No.	事業項目	概要	担当課
31	長時間労働是正やワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発活動の充実	長時間労働是正やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報を、ポスター・パンフレット等により周知するとともに、セミナー等を実施し、市民の意識啓発を図ります。	住宅勤労課 地域コミュニティ課
17	事業所に対する女性活躍促進の積極的な働きかけ（再掲）	事業所における男性中心の固定化した価値観や仕事のやり方を見直し、女性が活躍できるような職場の意識改革を促進するため、関係機関と連携し積極的な働きかけを行います。また、取組内容を事業所に周知し、働きやすい職場環境づくりを進めます。	住宅勤労課
32	労働相談	労働条件、労使関係など労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。	広報課
33	庁内における超過勤務時間の削減及び休暇取得の促進	市職員に対し、時差出勤やノー残業デーにおける定時退庁の徹底など、超過勤務時間の削減や休暇取得を促進します。	全庁 職員課
34	庁内における男性職員の家事・子育てへの参画に関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの研修や職員広報等による周知を通じて、男性職員の出産支援休暇や育児休業の取得を促進し、家事・子育てに参画しやすい環境を整備します。	職員課 地域コミュニティ課

課題2 子育て支援・介護支援

【現状と課題】

女性が長く働き続けるためには、多様な働き方に対応できる保育サービスや放課後子ども対応が必要となるとともに、男性も子育てを担う社会環境を実現していく必要があります。

府中市では、高い水準で推移する保育需要に応えるため、施設整備等による定員の増加を進めており、待機児童数は平成 27 年度の 352 人から令和元年度は 146 人に減少していますが、依然として待機児童の解消には至っておらず、引き続き施設整備等を進めていく必要があります。

図表 21 待機児童数の推移（各年4月1日現在）

（人）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
352	296	383	248	146

地域コミュニティ課作成

平成 27 年度から学童クラブの対象児童が小学6年生まで拡充になりました。府中市では、小学1年生から3年生及び障害児全ての受入れはできていますが、小学4年生以上の待機児童について、平成 31 年度は 19 人となっています。学童クラブへの入会を希望する児童が全て入会できるように、受け皿の確保が求められます。

図表 22 学童クラブ入会児童数の推移（各年4月1日現在）

（人）

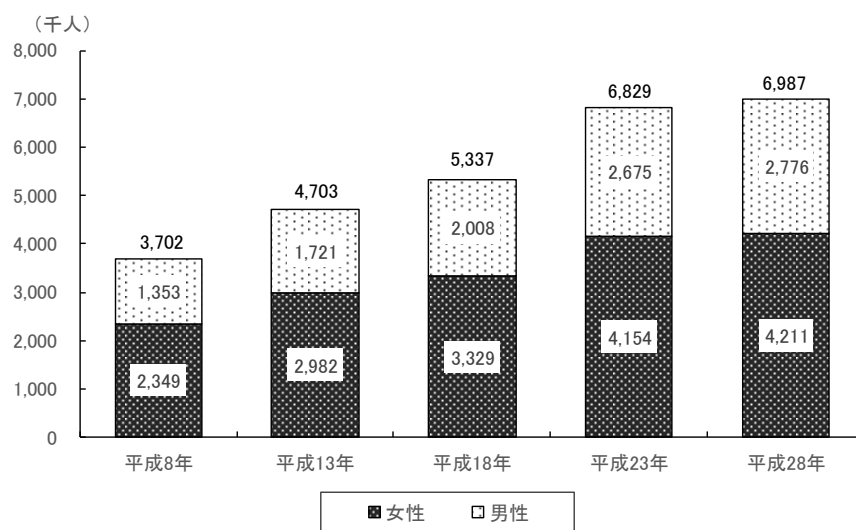
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入会児童数	1,798	1,975	1,932	2,032	2,039
待機児童数 （小学4～6年生）	—	38	17	6	19

地域コミュニティ課作成

今後ますます進行する高齢社会に対応するため、介護のための休暇制度や短時間勤務、始業・就業時刻の繰上げ繰下げ制度等の整備が進んでいますが、現役世代の介護者が増加している中で、仕事と介護の両立が難しく、介護のために仕事を辞めざるを得ない人もいます。就労状況などの面から、結果として、介護の役割を女性が担っていることが依然として多いといえ、その肉体的・精神的な負担は大きなものがあり、仕事と介護の両立という意味で女性が厳しい立場に置かれる傾向にあります。

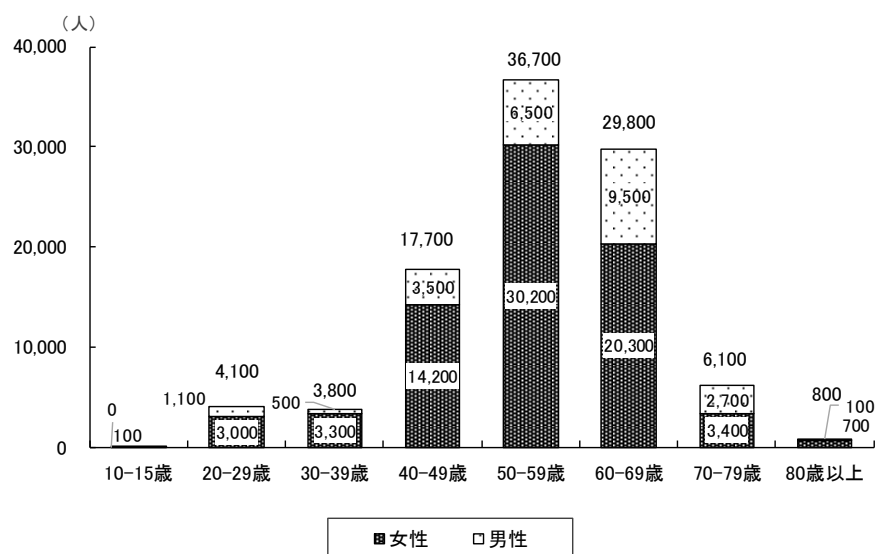
社会生活基本調査によると、全国の介護者数は男女ともに増加しており、平成 28 年の介護者数は約 700 万人となっています。また、就業構造基本調査によると、全国の離職者のうち、介護・看護を理由とする離職者数を年代別でみると、50 歳代が最も多く、60 歳代、40 歳代と続いており、いずれの年代でも多くを占めています。

図表 23-1 介護者数の推移（全国、男女別）



総務省統計局「社会生活基本調査」(平成 8、13、18、23、28 年)

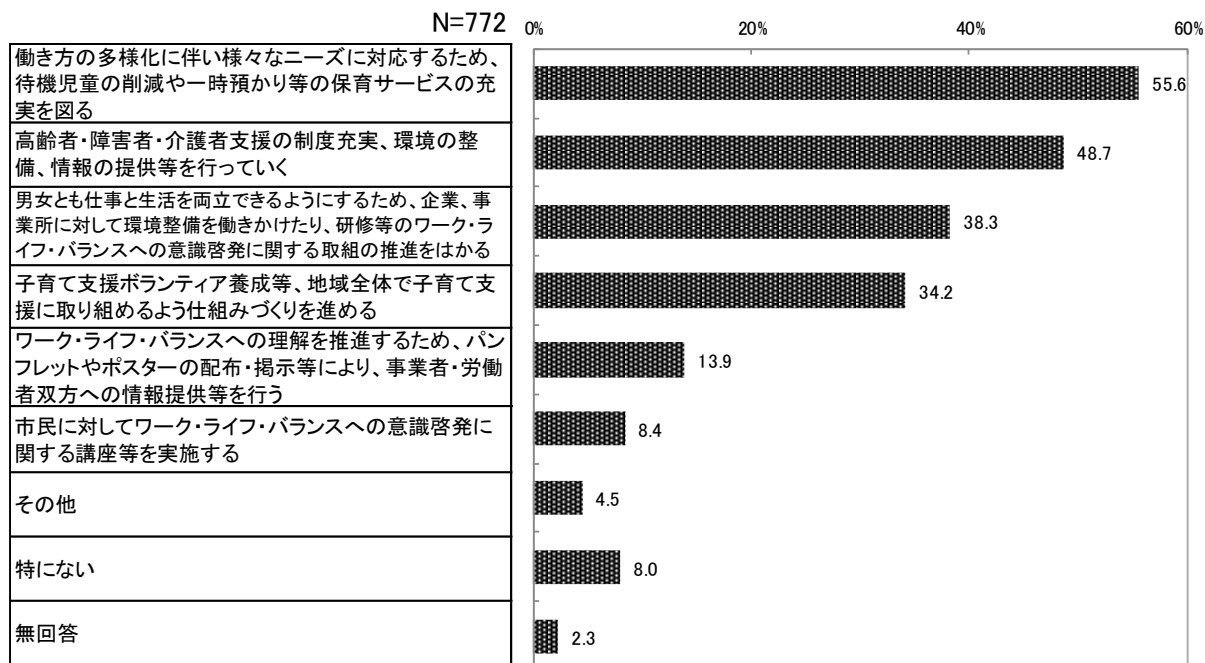
図表 23-2 介護・看護を理由とする離職者数（全国、男女別）（平成 28 年 10 月～29 年 9 月）



総務省統計局「就業構造基本調査」(平成 29 年)

「意識調査」では、ワーク・ライフ・バランスのとれた環境をつくるために、府中市に望むこととして、待機児童の削減や一時預かり等の保育サービスの充実、高齢者・障害者・介護者支援の制度や環境の整備などが多く回答されています。

図表 24 ワーク・ライフ・バランスのとれた環境をつくるために、府中市に望むこと（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

共働き家庭やひとり親家庭、在宅で子育てをする家庭に対応できる子育て支援策の充実を図ります。また、地域社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりを進めるなど子育て支援体制を整備します。

また、介護に関する多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図り、介護者負担の軽減に努めるために、男女が共に仕事と介護を両立できる可能性を広げる環境と仕組みを周知することで有効な活用を促します。介護をしながら仕事を続けられるように、ダブルケアをしている人への支援や介護離職の防止のための支援に取り組みます。

また、高齢者や障害のある人にとっても、一人ひとりが自分らしく生きていくための社会的な支援体制の充実が必要です。

【基本施策】

（１）保育サービス等の充実

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴う様々なニーズに対応するため、待機児童の削減等、保育サービスの充実を図ります。また、在宅で子育てをする家庭を支援するため、一時預かり等のサービスを提供します。

No.	事業項目	概要	担当課
35	一時預かり・定期利用保育事業の拡充	多様な保育ニーズに応え、一時預かり・定期利用保育事業を実施する施設数を拡充します。また、既存施設の定員を増やすとともに、定員増に向けて施設整備を行います。	保育支援課
36	病児・病後児保育事業の実施	病児保育を行った施設に対し補助を継続します。また、利用者に対し、利用料及び診療情報提供書文書料の一部を助成します。	保育支援課
37	待機児童の削減等低年齢児保育の充実	保育所新設等を進めるなど、今後も待機児童の解消に努めていきます。	保育支援課
38	延長保育の拡充	私立保育所で延長保育時間の拡大を目指します。	保育支援課
39	学童クラブの充実	学童クラブへの入会を希望する児童が全て入会することができるよう、放課後子ども教室と一体的な運営または連携により対応します。	児童青少年課

(2) ひとり親家庭への支援

仕事と家事の負担や経済的な負担がより大きくなるひとり親家庭に対して、安心して自立した生活を送ることができるよう、市営住宅の優遇抽せんの実施や技能習得のための費用援助等を行います。

No.	事業項目	概要	担当課
40	ひとり親家庭に対する市営住宅入居機会の拡大	一般世帯より当選の可能性を高くする優遇抽せんを実施します。	住宅勤労課
41	ひとり親家庭の自立のための援助サービスの実施	ひとり親家庭の世帯に対して、状況に応じてホームヘルパーを派遣します。また、自立を支援するためのセミナー開催、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給等を行います。	子育て応援課
42	母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	貸付の必要性が高いひとり親家庭の母等に対して、適切な貸付を実施します。	子育て応援課

(3) 地域での子育て支援

全ての子育て家庭に切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業を実施します。また、在宅で子育てをする家庭を支援し、地域において安心して子育てができる仕組みづくりを進めるとともに、地域全体で子育て支援に取り組みます。

No.	事業項目	概要	担当課
43	子ども家庭支援事業の拡充	子ども家庭支援センター事業、子ども家庭サービス事業等、必要なサービスを適切に提供することに努めます。また、全ての子育て家庭に切れ目のない支援をするため、子育て世代包括支援センター事業を開始し、母子保健担当と緊密に連携を図りながら、子育て情報の提供や関係機関連携等の支援の充実を図ります。その他、子育て支援ボランティア養成講座を開催します。	子育て応援課
44	ファミリーサポートセンター事業の実施	市民同士が行う子育てに関する援助活動のサポート事業を実施するとともに、事業等の周知を工夫し、提供会員の増加に努めます。	子育て応援課
45	放課後子ども教室の実施	「放課後子ども教室」を市立小学校全校で実施します。	児童青少年課

No.	事業項目	概要	担当課
46	家庭教育学級の実施	保護者自ら取り組む学習会を府中市立小中学校PTA連合会に委託して実施するほか、小学生以下の子どもの保護者を対象に子育てに関する講座を実施します。	文化生涯学習課
47	母子の健康支援	母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、相談及び教育事業等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、女性のための健康講座を開催します。	地域コミュニティ課 健康推進課

（４）高齢者・障害者・介護者支援等の充実

男女が共に介護における役割を担っていくために、ホームヘルプサービス等の介護負担を軽減し介護を支える仕組みを周知し、仕事と介護の両立等に有効な活用を促すとともに、高齢者や障害のある人の自立や生きがい活動の支援等を行います。

No.	事業項目	概要	担当課
48	高齢者住宅の確保	性別に関わらず、単身の経済的弱者に陥りやすい高齢者に対し、安心して生活できる居住の場を提供します。	高齢者支援課
49	介護保険事業など福祉サービスの充実	介護予防の取組の普及を図るとともに、介護が必要な場合には、自立支援を目的とした介護保険・福祉サービスを提供します。	高齢者支援課 介護保険課
50	介護に関する知識や情報の提供	パンフレットや講座、出張説明会、相談等により、制度の周知を図り、介護に関する知識や情報を提供します。	地域コミュニティ課 高齢者支援課 介護保険課 障害者福祉課
51	障害者（児）サービスの充実	障害者（児）が受ける介護サービスについて必要な給付を行うとともに、引き続き様々な支援を進めていきます。	障害者福祉課
9	障害のある人への自立支援（再掲）	障害者が自立した地域生活をおくることができるよう、障害者成人教室の実施を行うとともに、障害者就労支援事業の拡充を図ります。	障害者福祉課 文化生涯学習課
10	生きがい事業の充実（再掲）	老人クラブ及びシルバー人材センターへの支援を通じ高齢者が地域社会で活躍できる環境を整えます。	高齢者支援課

目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成

課題 1 配偶者等からの暴力の防止

配偶者暴力対策基本計画

【現状と課題】

DV とは、配偶者・パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振るわれる暴力のことをいいます。特に、交際中の恋人間で起こる DV をデート DV といいます。殴る蹴る等の身体的暴力だけではなく、次のようなものも含まれます。

図表 25 DV の定義

身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める など
精神的暴力	大声で怒鳴る、無視する、実家や人との付き合いを制限する、殴るふりをする、バカにしたり人格を否定するようなことを言う、(大切な)物を壊すなど
経済的暴力	生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、酒やギャンブルで生活費を使い込むなど
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないポルノ雑誌等を見せるなど
社会的隔離	外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視するなど
その他	「暴力をふるわれる方が悪い」と責任転嫁する、「この家の主は俺だ」など男性の特権を振りかざす など

※近年はインターネットや携帯電話を使って誹謗中傷する、監視するなどの人権侵害も問題となっています。

内閣府 HP をもとに作成

DV は、その多くが家庭内で起こり、加害者に罪の意識が薄いことから、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。また、被害者の多くは女性ですが、DV は、直接暴力を受ける人だけにとどまらず、その子どもにも多大な影響を与えます。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの前で DV を行うことは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、言葉や態度で心を深く傷つける行為であり、児童虐待であるとされています。

平成 13 年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行され、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることが明文化されました。さらに平成 25 年に一部改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名が改められ、配偶者間の暴力に限らず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用対象とされることになりました。

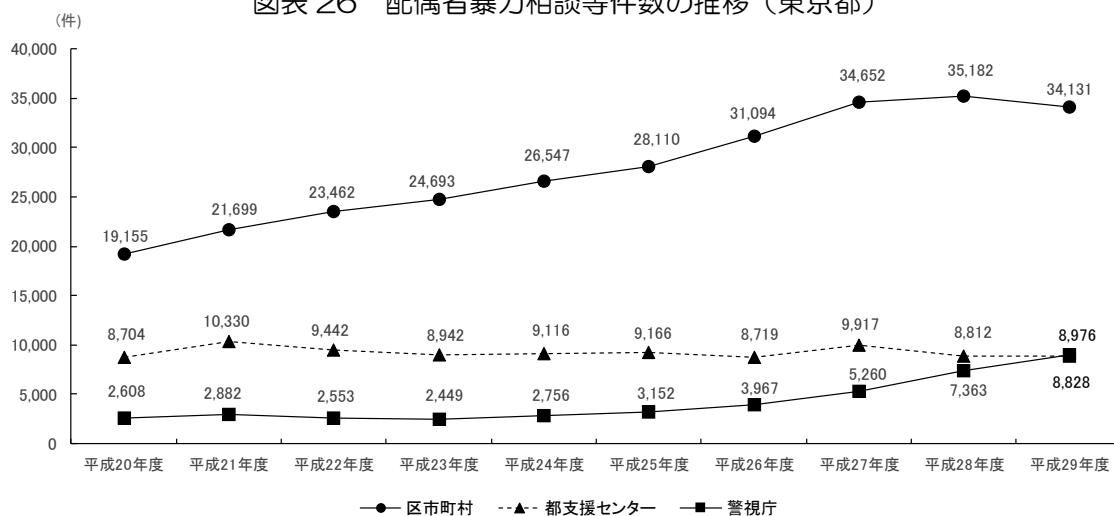
その他に、近年では、DV を受ける母親から子どもへの虐待や、子どもを虐待する父親を母親が容認し、虐待が見逃される問題が起きています。暴力を根絶するために、被害者支援とともに、加害者対策の検討が必要です。

令和元年6月、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の改正に伴い、DV防止法の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されます。DV防止法に関連する部分は、次の4点です。

1. DV被害者の保護にあたり、相互に連携協力すべき関係機関として「児童相談所」を明記。
2. 関係機関の保護の対象である被害者に「同伴家族」も含める。
3. 公布後3年を目途に、通報対象となるDVの形態及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大についての検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
4. 公布後3年を目途に、DVに係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

東京都生活文化局による「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」によると、区市町村の相談窓口への相談件数は、平成28年度まで増加傾向にありましたが、平成29年度はやや減少しています。都支援センターへの相談件数は、横ばいで推移していますが、警視庁への相談件数は増えてきています。また、府中市の配偶者暴力相談等件数は、平成28年度まで増加傾向にあり、平成30年度は147件となっています。

図表 26 配偶者暴力相談等件数の推移（東京都）



東京都生活文化局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」(平成29年度)

図表 27 男女共同参画センター「フューラル」における配偶者暴力相談件数の推移（府中市）

(件)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
69	97	139	137	147

地域コミュニティ課作成

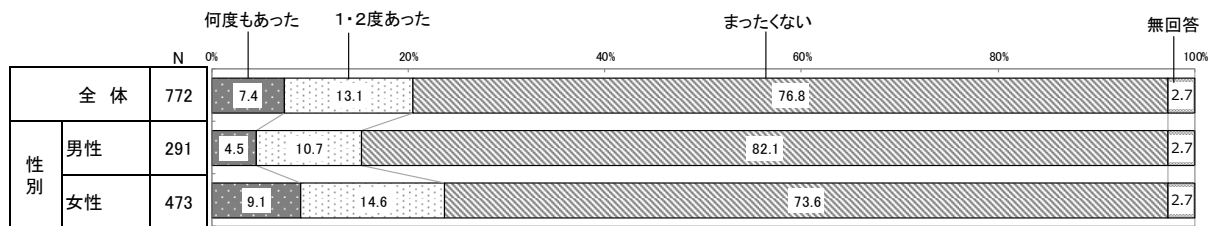
※平成30年度まではスクエア21・女性センター

「意識調査」では、本人及び身近な人のDV体験者は全体の約2割を占めています。

DV体験者の約3割が「相談した」と回答しており、男女の割合は同程度となっています。国の第4次男女共同参画基本計画における平成30年時点での成果目標の中で、「配偶者からの被害を相談した者の割合」の目標値（令和2年）を男性30%、女性70%としており、目標値に対して府中市の女性の相談割合が低いため、相談割合を高める施策が必要です。

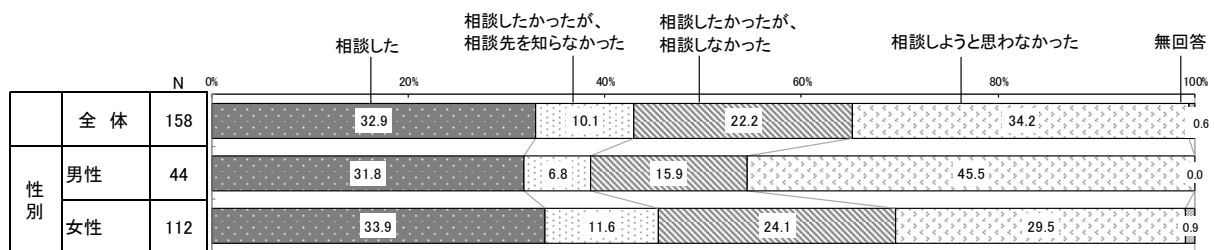
DVの相談先は、「友人・知人」、「家族・親戚」等、身内が多くなっています。DVを相談しなかった理由として、「相談しても無駄だと思った」が最も多く、「相談するほどのことではないと思った」「我慢すればやっていけるといった」が続いています。

図表 28 あなたやあなたの身近な人のDV体験回数（全体、男女別）



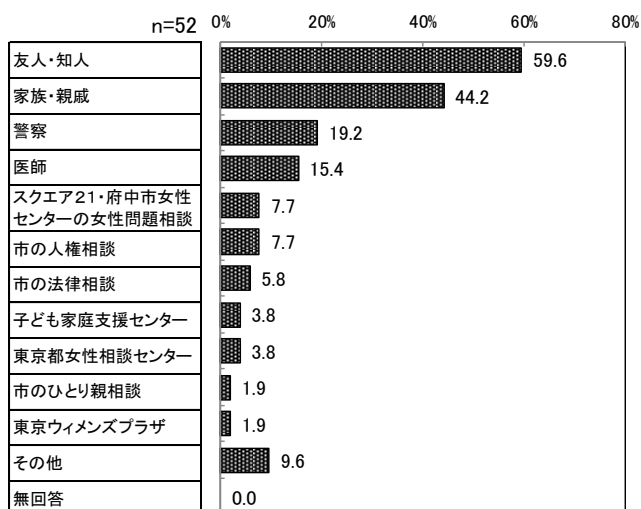
府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

図表 29 DVの相談経験（全体、男女別）

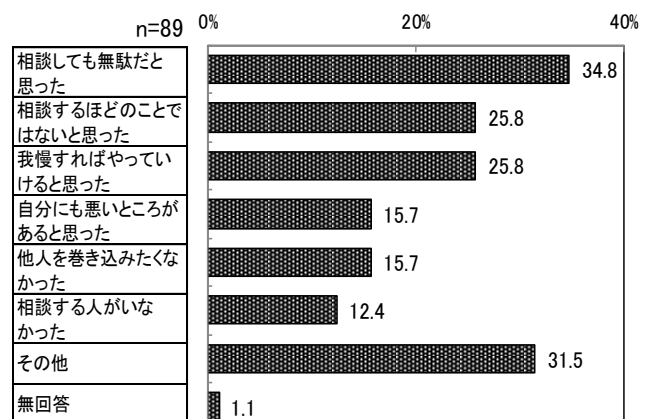


府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

図表 30-1 DVの相談先（全体、男女別）



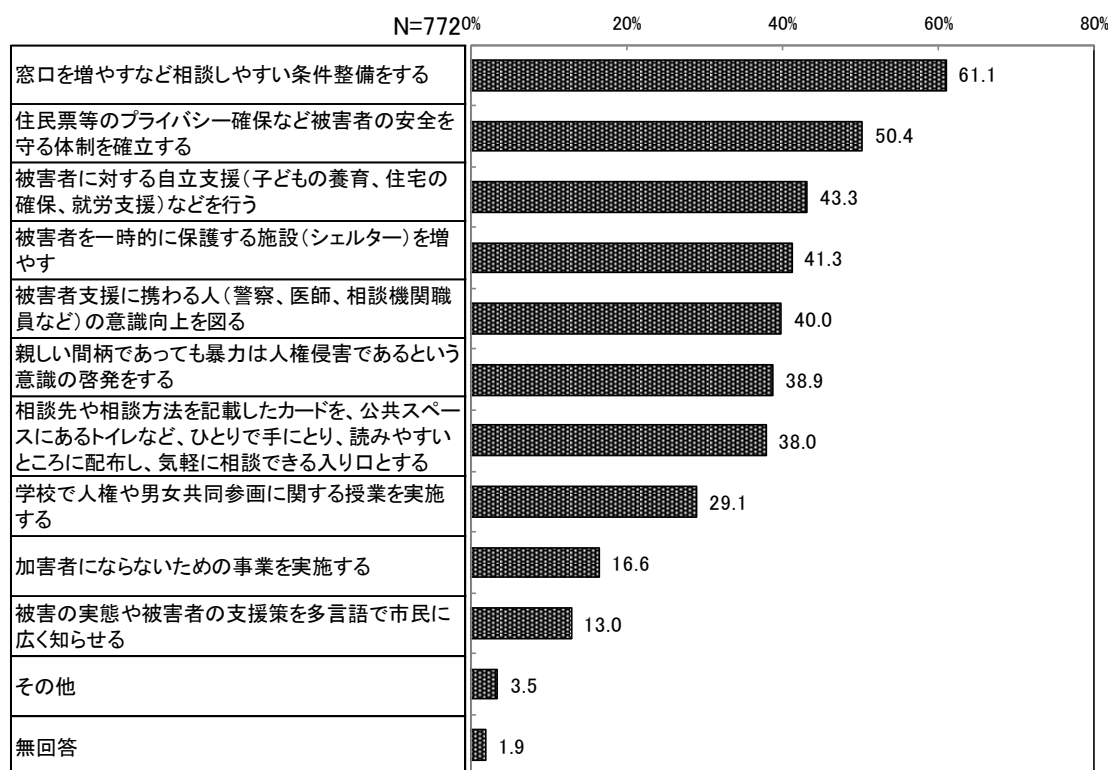
図表 30-2 DVを相談しなかった理由（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

「意識調査」によると、DV対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業として、窓口を増やすなど相談しやすい条件整備、被害者の安全を守る体制の確立、被害者に対する自立支援などが挙げられています。

図表 31 DV対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

このような配偶者暴力の現状を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、安全で安心できる生活が送れるよう、被害者本人の意思を尊重し、状況に応じた支援を行うことが必要です。

配偶者暴力の被害を潜在化させないよう、専門相談員による女性問題相談等の相談支援を充実させるとともに、職員間における知識・情報の共有を図ります。

また、DV を当事者だけの個人的な問題ではなく、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な社会問題として捉え、DV に関する正しい理解の促進と防止に向けた啓発の充実を図るとともに、関係機関等との連携により被害者の支援体制を強化します。

【基本施策】

（１）暴力の根絶に向けた取組の推進

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の内容などについて、パープルリボン⁷*キャンペーンや講座を通じて意識啓発を図り、DVやデートDV⁸*に関する理解と根絶に努めます。

さらに、DV被害者支援対応マニュアルに基づく研修を実施し、市職員の共通認識を徹底します。また、SNS等での発信が人権侵害につながる可能性がある等、メディアリテラシーの普及・啓発に努めます。

No.	事業項目	概要	担当課
52	暴力を防ぐための意識啓発	「女性に対する暴力をなくす運動期間」関連講座等の意識啓発講座を開催し、意識啓発を図ります。また、「児童防止虐待防止推進月間(11月)」との連携や、被害者に必要な情報提供を行います。	地域コミュニティ課
53	庁内連携の強化	DV被害者支援対応マニュアルに基づく研修を実施し、加害者に被害者の方の情報が漏れ伝わることをないように、庁内におけるマニュアルを徹底します。	全庁 地域コミュニティ課
21	学校教育における男女共同参画の推進(再掲)	教育活動全体を通して、性別に関わらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にするとともに「児童の権利に関する条約」や性教育・メディアリテラシー等についての人権教育の啓発に取り組めます。	指導室 学務保健課 健康推進課

⁷ 毎年、11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、国や自治体において様々な意識啓発事業を実施しており、パープルリボンはそのシンボルとされています。(内閣府男女共同参画局 HP)

⁸ 交際中の恋人間で起こるDVのこと。(内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」)

（２）被害者に対する支援の充実

被害者が配偶者等からの暴力から逃れ、本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から自立支援等まで、様々な機関からの支援を必要とするため、被害者に対して心身のケアを行い、関係機関と連携しながら、DVに関する相談や支援体制の強化を図ります。

また、被害者の中には、被害にあっている認識がない場合もあり、被害者自身の気づきを促すための情報提供や女性問題相談カード⁹*の配布等による相談窓口の周知を徹底します。

No.	事業項目	概要	担当課
54	相談体制の充実	DVに対する相談体制の強化を図るとともに、DV被害者支援対応マニュアルの相談シートを活用し、各課と連携を図り、二次被害の防止に努めます。 また、市内公共施設女性トイレに女性問題相談カードを設置し、相談窓口の周知を図ります。	関係各課 地域コミュニティ課
55	関係機関との連携の強化	DV対策連携会議等、関係機関と定期的に情報交換の機会を持ち、連携の強化に努めます。また、配偶者暴力相談支援センターに関する情報収集を行います。	全庁 地域コミュニティ課
56	民間シェルターへの財政的支援	DV被害者の緊急一時保護を行う民間シェルターに対し、補助金を交付します。	地域コミュニティ課

（３）自立支援体制の確立

DV被害者が自立した生活を送れるよう生活基盤を整えるため、公営住宅等の情報提供等を行います。

また、被害者が安全な生活を送るため、住所等が加害者に知られることのないよう、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。

No.	事業項目	概要	担当課
57	公営住宅への入居の情報提供	DV被害者に対し、公営住宅の入居についての情報提供を行います。	住宅勤労課
58	被害者の個人情報の管理の徹底	DV被害者の安全を確保するため、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。	総合窓口課

⁹ DV等の相談窓口を記載しているカードで、医療機関、公共施設、商業施設、トイレ等に置いています。（内閣府 HP）

課題2 人権の尊重

【現状と課題】

家庭内での児童虐待をはじめ、介護者・要介護者間における暴力や虐待の事例が増加しています。虐待に関する相談件数も増加しており、その背景には、核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭が孤立しやすい状況に直面していることにあります。

全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、年々増加しており、平成29年度の合計は133,778件となっています。内容別では、心理的虐待件数が最も多く、次いで身体的虐待が続いています。

図表32 児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）

（件）

内容別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （速報）
身体的虐待	24,245	26,181	28,621	31,925	33,223
ネグレクト	19,627	22,455	24,444	25,842	26,818
性的虐待	1,582	1,520	1,521	1,622	1,540
心理的虐待	28,348	38,775	48,700	63,186	72,197
合計	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778

平成29年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（厚生労働省）

東京都の養護者による高齢者虐待に関する相談・通報の状況をみると、年々増加しており、平成29年度は3,587件となっています。

図表33 養護者による高齢者虐待に関する相談・通報の状況（東京都）

（件）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
2,761	2,959	3,056	3,243	3,587

東京都福祉保健局「平成29年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（平成29年度）

東京都における職場でのセクシュアルハラスメントの労働相談件数は増加傾向にあり、平成30年度は2,000件を超えています。

図表34 セクシュアルハラスメント労働相談件数の推移（東京都）

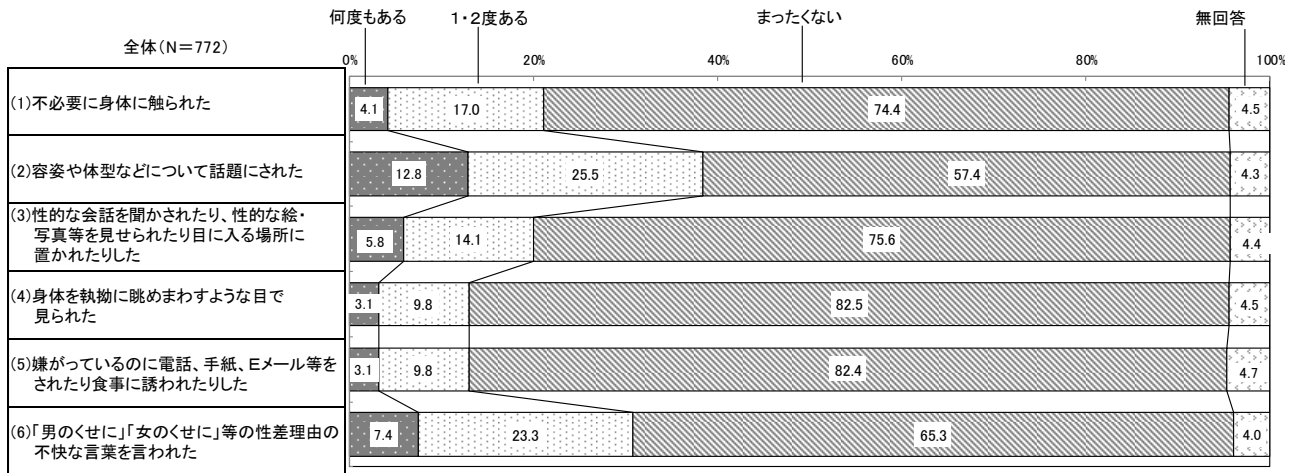
（件）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,162	1,198	1,555	1,569	2,036

東京都労働局「労働相談及びあっせんの状況」（平成30年度）

「意識調査」では、セクシュアルハラスメントを受けた経験について、「容姿や体型などについて話題にされた」「『男のくせに』『女のくせに』等の性差理由の不快な言葉を言われた」などの回答が多くなっています。

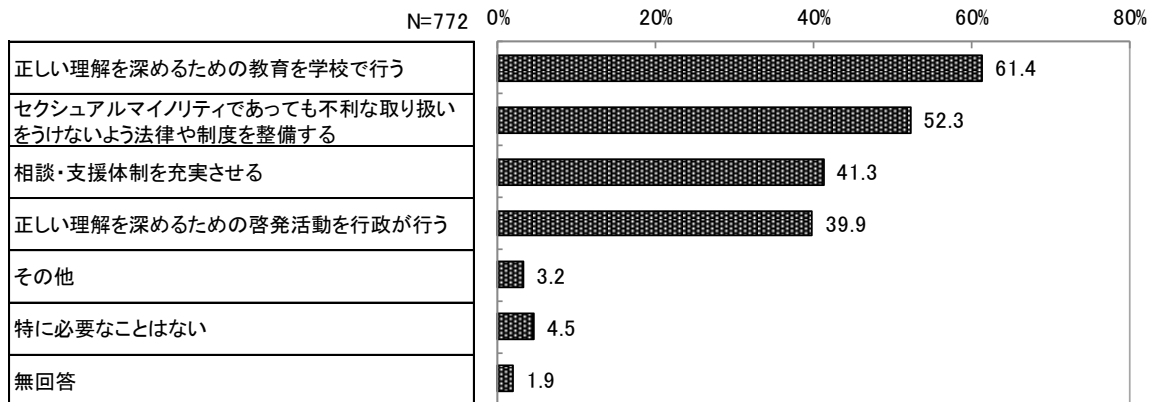
図表 35 セクシュアルハラスメントを受けた経験（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

「意識調査」では、セクシュアルマイノリティの人々の人権を守るために必要な方策として、正しい理解を深めるための学校教育、法律や制度の整備が半数以上、相談・支援体制の充実、行政による意識啓発活動も約4割挙げられています。

図表 36 セクシュアルマイノリティの人々の人権を守るために、必要な方策（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

男女共同参画社会の形成には、誰もが、お互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことが大切です。DV、セクシュアルハラスメント、虐待等の行為は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現への妨げとなります。これらは、社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するとともに、その防止に向けた取組と相談体制の充実を図ります。

また、性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないと言われています。多様な性のあり方を尊重する社会を実現するため、性的マイノリティの人々への理解の促進と支援に努めます。

庁内においては、男女平等の視点に立った表現の使用について啓発を行います。

【基本施策】

（１）家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進

子ども、高齢者、障害のある人等への暴力の予防と根絶のための情報提供、意識啓発の充実を図るとともに、相談しやすい体制づくりを進めます。特に、児童虐待については、虐待を防ぐための意識啓発や、相談しやすい体制づくりに努め、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、育児不安や精神的不安の解消を図り、虐待の早期発見、早期対応や保護・自立に至るまでの総合的な支援体制の整備を推進します。

No.	事業項目	概要	担当課
59	児童虐待を防ぐための意識啓発	母子保健担当や医療機関などの関係機関と連携し、支援が必要な妊婦には早期のフォローを行い、訪問や受診指導に繋がります。また、市民に対して年間を通じた児童虐待防止の普及活動を実施し、意識啓発を図っていきます。また、DV被害者の安全を確保するため、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。	子育て応援課 健康推進課
60	女性自身に関する相談及び各種相談体制の充実	人権身の上相談（市民相談室）、女性問題相談（男女共同参画センター「フチャール」）、母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談（子育て応援課）を行います。また、子どもに関する相談、高齢者等の福祉や権利擁護に関する相談、障害のある人の福祉や地域生活についての相談を行います。	広報課 地域コミュニティ課 子育て応援課 保育支援課 児童青少年課 健康推進課 指導室 高齢者支援課 障害者福祉課
61	児童虐待防止への対応	児童虐待防止対応マニュアルを活用し、関係機関との連携強化、情報共有のスピード化を図ります。また、学校や保育所等との定期的な情報交換を行い、さらなる児童虐待防止を図ります。	子育て応援課

(2) セクシュアルハラスメント等防止の推進

セクシュアルハラスメント¹⁰は、職場のみならず、学校や地域社会等、様々な場面において起こり得るものです。加害者の無自覚な言動がセクシュアルハラスメントとなることもあり、セクシュアルハラスメント防止に向けた意識啓発とともに、様々なハラスメントの防止に向けた取組も重要であると言えます。

セクシュアルハラスメント等は社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実を図ります。

また、雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等の防止に向けては、労働者・使用者の双方に対して普及啓発を行い、主体的な取組を促します。

No.	事業項目	概要	担当課
62	職場・地域等におけるセクシュアルハラスメント等防止の推進	国や都と連携し、企業や地域に、セクシュアルハラスメント防止ハンドブック等で広く情報提供を行うとともに、講座や職員研修の中で啓発に努めます。	住宅勤労課 地域コミュニティ課
63	職員・教職員に対する研修会の実施	全職員を対象としたセクシュアルハラスメント等防止研修を実施し、セクシュアルハラスメント防止に係る意識づけを行います。	職員課 指導室
64	職員・教職員のための相談窓口の充実	セクシュアルハラスメント等防止を推進するため、相談しやすい体制を常時整えておくとともに、苦情処理担当窓口の充実を図ります。	職員課 指導室

¹⁰ 職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること。ハラスメントには、他に次のようなものもあります。(厚生労働省 HP)

パワーハラスメント(パワハラ)	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。
妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント	妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為を「不利益取扱い」といいます。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

（３）性的マイノリティへの理解促進と支援

近年、性の多様性については徐々に社会的な認識が進んでいるものの、依然として、性的マイノリティ^{11*}に対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないと言われています。性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指し、意識啓発を行うとともに、平成31年4月1日に施行されたパートナーシップ宣誓制度^{12*}の周知に努めます。

No.	事業項目	概要	担当課
21	性的マイノリティに関する意識啓発の実施(再掲)	性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指すため意識啓発を実施します。	政策課
65	パートナーシップ宣誓制度の周知	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ宣誓制度を周知します。	政策課

（４）平和・人権意識の啓発の推進

人権の尊重は、男女共同参画社会づくりの基盤となるものです。平和を願い、人権を大切にする意識を高めるとともに、平和に関する学習や啓発事業を推進します。

No.	事業項目	概要	担当課
66	憲法講演会の開催	基本的人権をうたっている日本国憲法に関する講演を開催し、広く市民に憲法について考えてもらう機会を提供します。	文化生涯学習課
67	平和展の開催	市民が戦争・平和について考える一助として平和展を開催します。また、平和啓発事業として、夏休み平和子ども教室、パネル展等を実施します。	文化生涯学習課
20	教職員の男女平等意識の向上の推進(再掲)	教育公務員としての職務及び資質の向上を目指した男女平等も含めた人権研修を実施するほか、事例紹介等を通じた女性管理職への昇任意欲の向上や意識啓発支援などに取り組みます。また、女性教員が働きやすい学校環境の整備に努めます。	指導室
21	学校教育における男女共同参画の推進(再掲)	教育活動全体を通して、性別に関わらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にするとともに「児童の権利に関する条約」や性教育・メディアリテラシー等についての人権教育の啓発に取り組みます。	指導室 学務保健課 健康推進課

¹¹ 性的指向及び性自認など、性のあり方が少数派の人のこと。一般的に、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー等が含まれます。(法務省 HP「性の多様性について考える」)

¹² 一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係について、パートナーの関係にあることを証明する制度のこと。(府中市「パートナーシップ宣誓の手引き」)

課題3 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などのライフステージごとの身体的な変化が大きく、女性特有の疾病等に留意する必要があります。

府中市の子宮がん検診の受診率は、平成25・26年度に20%を超えたものの、平成27年度以降は15%前後で推移しています。乳がん検診の受診率は、平成25年度以降、東京都の平均値と比べると高い値で推移しています。

図表37 子宮がん・乳がん検診受診率の推移（東京都・府中市）

(%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
子宮がん	府中市	10.5	21.1	21.1	15.0	14.5
	東京都	17.7	20.7	21.2	19.2	14.9
乳がん	府中市	14.0	24.2	29.7	24.5	25.8
	東京都	15.7	20.1	21.4	20.5	17.8

東京都福祉保健局「北多摩南部保険医療圏 保健医療福祉データ集」(平成26年～30年版)

【施策の方向】

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きることが重要です。

特に、女性の身体には妊娠・出産のための機能が備わっており、男性と異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。妊娠・出産が女性の心身に大きな影響を及ぼし、また、その人生設計を大きく左右し得るものであることから、女性の自己決定が十分尊重され、健康状態やライフステージに応じた的確な自己管理を行うことが重要となります。また、性別・年代に応じ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）^{13*}の視点に立った、性に関する正しい知識や意識の啓発を行うとともに自分自身の心身の健康について適切な知識を持ち、健康を維持できるよう、生涯を通じての健康支援を図ります。

¹³ 人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全な良好な状態にあることを指し、1994年にカイロで開かれた国際人口開発会議の行動計画で採択されました。(日本国際保健医療学会 HP)

【基本施策】

（１）性別・年代別に応じた健康保持・増進支援

男女の健康の維持と予防のために、健康診査や健康指導を行うとともに、健康的な食生活や運動習慣の確立を目指し、自発的に健康づくりを努めることができるよう、それぞれのライフステージに応じた健康支援を図ります。

また、女性が主体的に妊娠・出産について自己決定することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発及び性感染症予防のための啓発活動を充実します。

No.	事業項目	概要	担当課
47	母子の健康支援(再掲)	母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、相談及び教育事業等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、女性のための健康講座を開催します。	地域コミュニティ課 健康推進課
68	ライフステージに応じた健康支援	ライフステージに応じた健康診断や各種講座を実施するとともに、啓発等を行います。	健康推進課 スポーツ振興課
69	健康に関する相談	歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談事業を実施します。	健康推進課
11	介護予防への取組の充実(再掲)	いつまでも自分らしく自立して生活するために、介護予防に関する情報の提供や講座の開催、介護予防に関する取組を実施します。	高齢者支援課
70	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	子どもを計画的に生み育て健康で明るい家庭を築いていくため、母子保健相談を通しての啓発のほか、両親学級などの場で父親への啓発も行います。	健康推進課
21	学校教育における男女共同参画の推進(再掲)	教育活動全体を通して、性別に関わらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にするとともに「児童の権利に関する条約」や性教育・メディアリテラシー等についての人権教育の啓発に取り組みます。	指導室 学務保健課 健康推進課

課題4 相談体制の充実

【現状と課題】

男女共同参画センター「フチャール」における相談件数は、平成28年度まで増加傾向でしたが、平成29年度以降1,000件台を推移しています。相談内容別では、「夫婦関係」「家族関係」の相談件数は減少していますが、「自分自身」の相談件数は増加傾向にあります。

図表38 男女共同参画センター「フチャール」における相談状況の推移

(件)

相談内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自分自身	88	130	147	144	163
夫婦関係	275	284	300	228	247
家族関係	238	214	325	158	181
その他	723	703	729	552	454
合計	1,324	1,331	1,501	1,082	1,045

地域コミュニティ課作成

※平成30年度まではスクエア21・女性センター

府中市の各種相談業務の中で、福祉総合相談は、高齢者人口に占める女性の割合が高いことから、女性の相談件数が多くなっています。

相談内容が複雑・困難化しているため、職員のさらなる能力向上を図るとともに、男女共同参画に関わる相談について、関係機関との連携を深める必要があります。

図表39 府中市の各種相談業務

相談窓口	相談の種類
女性自身に関する相談 及び各種相談	人権身の上相談 女性問題相談 母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談 総合相談 子ども・若者総合相談 妊娠・出産・及び育児に関する相談 教育相談 福祉総合相談 障害者相談
健康に関する相談	－
外国人相談	一般相談 市政相談
職員・教職員のための相談窓口	－
労働相談	－

第5次府中市男女共同参画計画および府中市男女共同参画の推進に関する事項について(答申)(平成31年)

【施策の方向】

人権の尊重、男女共同参画の視点に立ち、女性が抱えている様々な問題を解決するためには、相談体制の充実が欠かすことはできません。女性や児童等に対する暴力やいじめ、子育ての不安や悩みを解決するため、それぞれの相談窓口の専門性の向上と関係機関との連携を促進し適切な対応に努めるとともに、利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、インターネットによる相談体制について研究します。

【基本施策】

(1) 相談窓口の充実

個々人が抱える様々な問題を解決するため、相談者が利用しやすい体制づくりや相談窓口の周知を図り、関係機関と連携して専門的な視点から問題解決の支援を行います。

No.	事業項目	概要	担当課
60	女性自身に関する相談及び各種相談体制の充実(再掲)	人権身の上相談(市民相談室)、女性問題相談(男女共同参画センター「フューラル」)、母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談(子育て応援課)を行います。また、子どもに関する相談、高齢者等の福祉や権利擁護に関する相談、障害のある人の福祉や地域生活についての相談を行います。	広報課 地域コミュニティ課 子育て応援課 保育支援課 児童青少年課 健康推進課 指導室 高齢者支援課 障害者福祉課
69	健康に関する相談(再掲)	歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談事業を実施します。	健康推進課
30	外国人相談窓口の充実(再掲)	市役所の市民相談室で、公募の通訳ボランティアの協力により、外国人の日常生活全般や市政の相談に応じます。	広報課
64	職員・教職員のための相談窓口の充実(再掲)	セクシュアルハラスメント防止を推進するため、相談しやすい体制を常時整えておくとともに、苦情処理担当窓口の充実を図ります。	職員課 指導室
32	労働相談(再掲)	労働条件、労使関係など労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。	広報課

目標Ⅳ 男女共同参画社会づくり

課題 1 男女共同参画意識の普及・啓発

【現状と課題】

男女共同参画センター「フチャール」は、平成 31 年 4 月に「スクエア 21・女性センター」から名称を変更しました。男女共同参画センター「フチャール」では、男女共同参画の視点に立った、様々な意識啓発活動を実施するとともに、男女共同参画を推進する拠点として学習・交流の機会と場を提供しています。また、男女共同参画についての各種講座を年間を通して開催しており、毎年、男女共同参画推進フォーラムを開催する他、女性問題相談等の窓口を設置しています。

男女共同参画センター「フチャール」の来館者数・登録団体数・施設稼働率をみると、年間来館者数は平成 27 年度以降、登録団体数と施設稼働率は平成 26 年度以降、減少しています。男女共同参画センター「フチャール」で開催している各種講座と、男女共同参画フォーラムの講座数と延べ参加者数をみると、各種講座・男女共同参画フォーラムともに増加しています。各種講座の男性の参加者数も増加傾向ですが、全体の 2 割に達していません。男女共同参画社会の実現のためには、男性の理解が不可欠であるため、男性が関心を持ちやすい講座を実施するなど、参加者数を増やす工夫が求められます。

図表 40 男女共同参画センター「フチャール」の利用状況の推移

(人・%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間来館者数	50,170	53,154	48,943	47,015	46,649
登録団体数	129	125	124	119	110
施設稼働率	40.8	38.7	37.6	37.3	33.8

(講座・人)

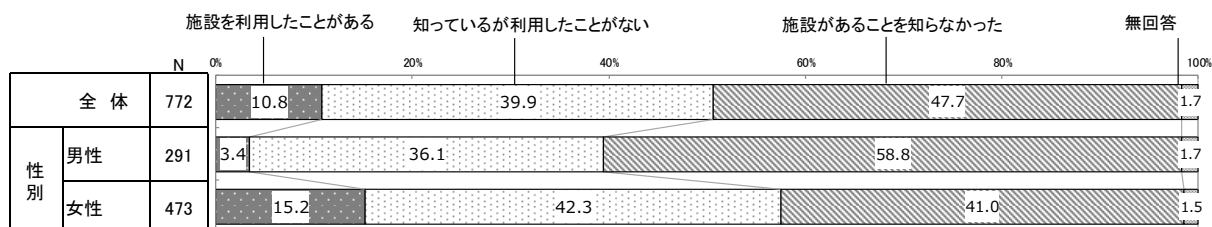
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
各種講座	講座数	31	45	42	56
	延べ参加者数 ()内男性	1,988(193)	2,720(325)	3,928(736)	4,746(933)
男女共同参画 フォーラム	講座数	25	27	21	22
	延べ参加者数	934	907	1,082	1,300

地域コミュニティ課作成

※平成 30 年度まではスクエア 21・女性センター

「意識調査」では、「施設を利用したことがある」は約 1 割、「施設があることを知らなかった」は約 5 割となっており、意識の普及・啓発とともに、男女共同参画センター「フチャール」の来館者数、登録団体数及び施設稼働率を増やすため、施設周知が必要です。

図表 41 「スクエア 21・女性センター」の認知・利用経験（全体・男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

※スクエア21・女性センターは、平成 31 年4月に男女共同参画センター「フチャール」に名称変更しました。

「意識調査」では、見たり聞いたりしたことがある言葉の中で、最も認知率が高い言葉は「パワーハラスメント」で、そのほか、「セクシュアルハラスメント」「ストーカー規制法」「男女雇用機会均等法」「マタニティハラスメント」の認知率が高い一方、「クォータ制」「ケアボス」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知率は低くなっています。「男女共同参画社会」の認知率は5割強にとどまり、国の「男女共同参画社会に関する世論調査（平成 28 年）」の 66.6% に及んでいません。

図表 42 見たり聞いたりしたことがある言葉（全体）

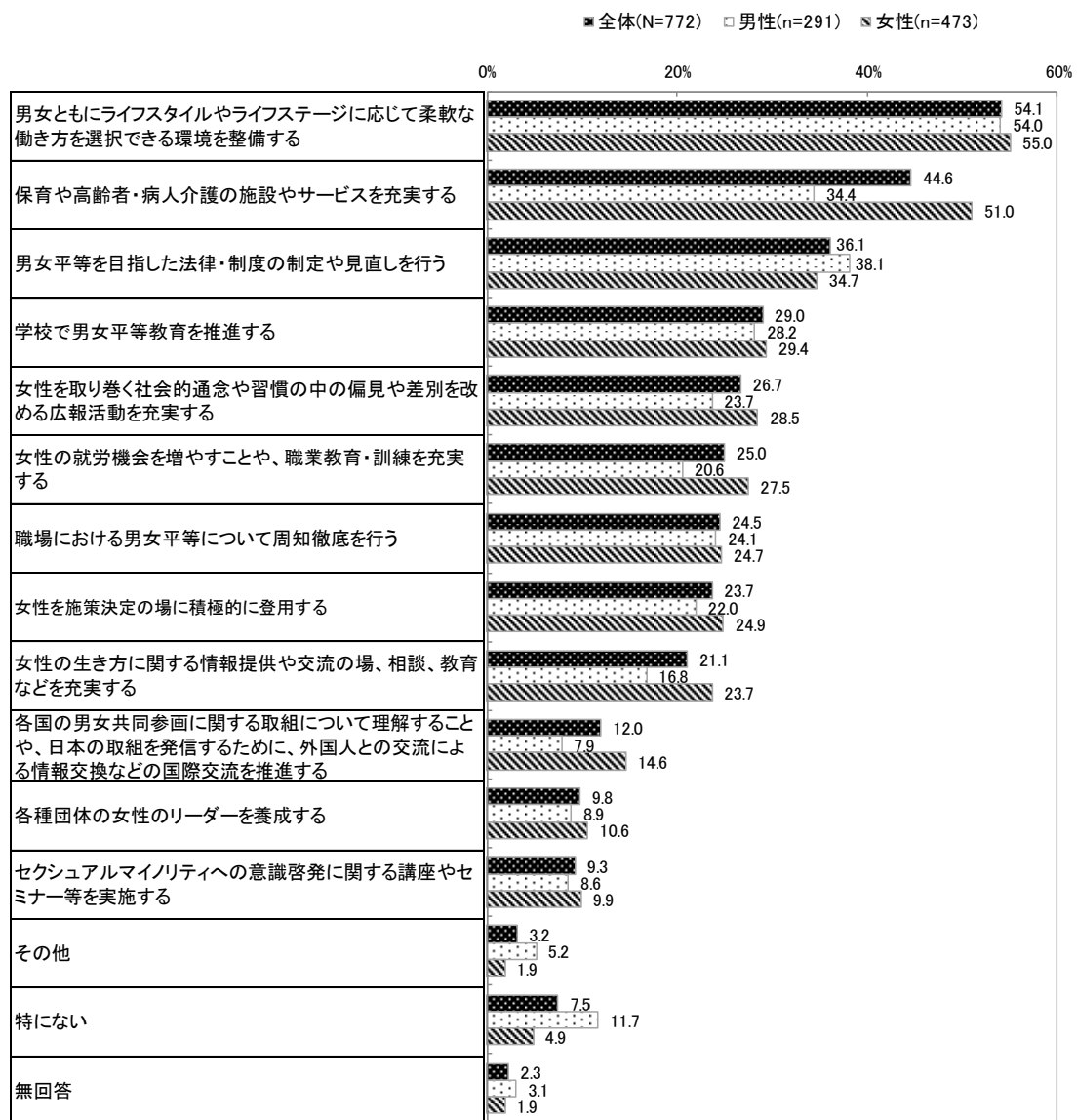
順位	見たり聞いたりしたことがある言葉	%	順位	見たり聞いたりしたことがある言葉	%
1	パワーハラスメント	94.3	11	セクシュアルマイノリティ	52.6
2	セクシュアルハラスメント	89.8	12	女性差別撤廃条約	40.8
3	ストーカー規制法	88.7	13	女性活躍推進法	39.8
4	男女雇用機会均等法	82.6	14	配偶者暴力防止法	37.6
5	マタニティハラスメント	82.3	15	メディア・リテラシー	26.0
6	DV・デートDV	79.5	16	イクボス	16.5
7	ジェンダー	61.3	17	ポジティブ・アクション	12.7
8	LGBT	58.7	18	クォータ制	6.1
9	ワーク・ライフ・バランス	54.8	19	ケアボス	5.7
10	男女共同参画社会	52.8	20	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	3.8

府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

「意識調査」では、男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいこととして、「男女ともにライフスタイルやライフステージに応じて柔軟な働き方を選択できる環境を整備する」が5割を超えて最も多く、「保育や高齢者・病人介護の施設やサービスを充実する」「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」が続いています。男女別では、「保育や高齢者・病人介護の施設やサービスを充実する」は、女性は過半数を占めますが、男性は3割強で、男女差がみられます。

また、「女性を取り巻く社会的通念や習慣の中の偏見や差別を改める広報活動を充実する」「職場における男女平等について周知徹底を行う」「女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などを充実する」は、いずれも2割台となっており、市民の関心を高めるためにも、男女共同参画意識の普及・啓発が重要です。

図表 43 男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいこと（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

男女共同参画の理念については、今後も引き続き周知を図っていく必要があり、男女共同参画社会の実現のために、様々な媒体や機会を利用して広報・啓発活動に努めます。

また、市民意識の調査や市内外の動向を把握すること等により、効率的な男女共同参画施策の推進に努めます。

庁内においては、男女平等の視点に立った表現の使用について啓発を行います。

【基本施策】

（１）広報・啓発活動の充実

広報紙や市の出版物等を作成する際に、固定的な性別役割分担に基づいた表現など男女共同参画の妨げにならない表現をしていくよう、職員への啓発を図ります。また、国や都の男女共同参画における動向を注視するとともに、広報紙や啓発冊子、講座等を通じて、女性だけでなく男性に対しても、男女共同参画社会についての周知や性差別等についての広報・啓発活動を積極的に行います。

No.	事業項目	概要	担当課
71	映像・活字等における適切な表現への配慮	「男女共同参画表現ガイドライン」を活用し、市の発行物等を作成する際には、男女平等の視点に立ち作成するよう働きかけます。	全庁 地域コミュニティ課
72	広報紙・啓発冊子等での啓発の充実	広く市民へ啓発するため、広報紙やテレビ広報等を活用した啓発活動を実施します。	広報課 地域コミュニティ課
73	男女共同参画についての講座等による意識啓発	男女共同参画センター「フチャール」で年間を通じて各種講座を開催し、男女共同参画に関する啓発を行います。	地域コミュニティ課

（２）情報の収集・提供

各種の施策の基礎資料とするために、女性問題についての国や他の自治体や団体等の動向を把握するとともに、市民意識の実態等を調査し、各種の情報・資料の収集・提供に努めます。

No.	事業項目	概要	担当課
2	男女共同参画についての調査(再掲)	市政世論調査等の中で男女共同参画に関する調査を行います。	地域コミュニティ課
31	長時間労働是正やワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発活動の充実(再掲)	長時間労働是正やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報を、ポスター・パンフレット等により周知するとともに、セミナー等を実施し、市民の意識啓発を図ります。	住宅勤労課 地域コミュニティ課
65	パートナーシップ宣誓制度の周知(再掲)	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ宣誓制度を周知します。	政策課

（３）推進体制の充実

府中市では、広く市民の意見を施策に反映させるため、市民参加による「府中市男女共同参画推進協議会」及び市役所の横断的組織として「府中市男女共同参画推進本部」を設置しており、これらの男女共同参画を進めるための組織の充実を図ります。

また、男女共同参画センター「フチャール」では、情報・学習の機会、人材の育成や交流等を積極的に行い、男女共同参画の活動拠点としての機能と事業の充実を図ります。

No.	事業項目	概要	担当課
74	男女共同参画の推進に係る検討機関の運営	男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進協議会を運営し、その充実を図ります。	地域コミュニティ課
75	男女共同参画の推進に係る庁内推進組織の運営	男女共同参画の推進のため、市長を本部長として設置する府中市男女共同参画推進本部を運営します。	地域コミュニティ課
23	男女共同参画センター「フチャール」の運営(再掲)	男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センター「フチャール」を運営し、学習・交流の機会と場を提供します。	地域コミュニティ課